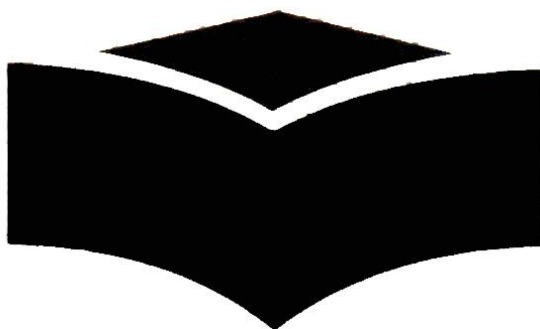


令和4年度版
(令和3年度実績)

清掃事業概要



知立市 市民部 環境課

目 次

1	知立市の概要	1
1	1) 市のあらまし	1
	2) 清掃事業のあゆみ	2
	3) 機構・事務分掌等	5
2	予算及び決算関係	6
3	ごみ処理・排出関係	7
1	1) ごみ処理実績	7
	(1) 収集運搬経費	7
	(2) 処理経費	7
	(3) ごみの排出量・リサイクル率	8
2	2) 廃棄物の処理体系	9
3	3) ごみの排出量の推移	10
	(1) 年度別可燃ごみ排出量	10
	(2) 年度別不燃ごみ排出量	11
	(3) 年度別乾電池・蛍光管処分量	11
	(4) 年度別粗大ごみ排出量	12
	(5) 年度別埋立ごみ・焼却残渣等実績	12
	(6) 年度別資源ごみ排出量	13
	(7) 動物死体の処理状況	14
4	4) ごみ袋関係	14
	(1) ごみ袋販売価格の推移	14
	(2) 年度別ごみ袋・粗大ごみ処理券販売状況	14
5	5) 報償金交付状況	15
	(1) 再生資源回収奨励報償金制度	15
	(2) 資源ごみ等分別地区報償金制度(町内会)	15
	(3) ごみ行政協力地区報償金制度(町内会)	15
4	適正排出への取組状況	16
1	1) 不法投棄防止啓発事業	16
	(1) 不法投棄処理件数	16
	(2) 不法投棄監視カメラ設置件数	16
2	2) 粗大ごみ運搬車両貸出事業	16
3	3) 知立市ごみチェッカーの配信	16
5	3R推進・啓発事業	17
1	1) 生ごみ堆肥化事業補助金交付制度	17
2	2) 生ごみ減量処理機貸出し事業	17
3	3) 食用廃油回収事業	18
4	4) 7万人グリーンサンデー	18
5	5) 緑のカーテンコンテスト	18
6	6) リユースマーケット	19
7	7) 学校教育の副読本「ごみのゆくえ」	19
8	8) 出前講座	19
9	9) リサイクル情報の発信	19
10	10) 環境美化推進員	19
11	11) 廃棄物減量推進員	19

	12) フードドライブ	19
6	一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表	20
7	し尿・浄化槽関係	21
	1) し尿収集搬入実績	21
	(1) し尿搬入実績	21
	(2) し尿収集運搬経費	21
	2) 浄化槽汚泥搬入実績	21
	3) し尿・浄化槽汚泥処理経費	21
	4) し尿汲取り手数料関係	22
	(1) し尿汲取り手数料の推移	22
	(2) 年度別し尿取扱券販売状況	22
	5) 浄化槽関係	23
	(1) 浄化槽清掃許可業者及び実績報告一覧	23
	(2) 浄化槽保守点検業者及び実績報告一覧	23
	(3) 年度別浄化槽普及状況	23
8	参考資料	24
	1) 知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	24
	2) 知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	32
	3) 知立市環境基本条例	38
	4) 知立市再生資源回収奨励報償金交付要綱	44
	5) 知立市ごみ行政協力地区報償金交付要綱	52
	6) 知立市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	58
	7) 知立市粗大ごみ運搬車両貸出事業実施要綱	61
	8) 知立市環境美化推進条例	73
	9) 知立市環境美化推進規則	77
	10) 知立市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例	79
	11) 知立市ごみ散乱防止ネット交付要綱	81
	12) 知立市移動式不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱	84
	13) 知立市環境美化活動支援事業実施要綱	86
	14) 知立市家庭用生ごみ減量処理機貸出し事業実施要綱	87

1 知立市の概要

1) 市のあらまし

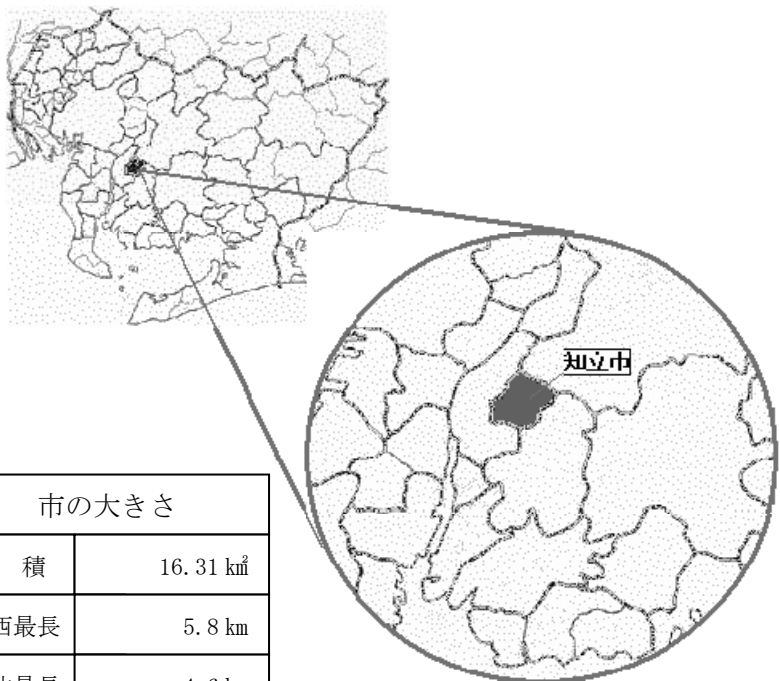
知立市（以下、「本市」という。）は、中部圏の中核都市である名古屋市の南東約 25 k mの愛知県中心部に位置し、豊田市、安城市、刈谷市に隣接しており、面積は 16.31 k m²でまとまった市域を有しています。

本市は、古くは中世鎌倉街道、江戸時代は東海道 53 次 39 番目の宿場町「池鯉鮒宿」として栄え、現在では、名鉄本線が市の中央を東西に、名鉄三河線が南北に走り、また、道路は国道 1 号をはじめ国道 23 号、155 号、419 号、衣浦豊田道路及び豊田知立線、知立東浦線などの主要県道が縦横に走っており、西三河地域の交通の要衝として、そして、中京地区のベッドタウンとして、現在もなお高い人口増加率を誇り発展を続けています。

地形は、平坦で矢作川によって形成された西三河平野の碧海台地の北縁部に位置し、逢妻川、猿渡川の沖積層地帯と碧海台地の洪積層地帯の平地で構成されています。河川は、北部の境川水系と南部の猿渡川水系の 2 水系があり、本市を南北に流れています。

産業として、商業を柱に周辺都市とともに発展を続けており、特に自動車関連製造業において、隣接市も含め西三河地域の中核を形成し、経済の発展のけん引役を担っています。

本市では、第 6 次総合計画において「輝くまちみんなの知立」を将来像に定め積極的にまちづくりを進めています。



市役所の位置		市の大きさ	
東 経	137 度 3 分 2 秒	面 積	16. 31 km ²
北 緯	35 度 0 分 5 秒	東西最長	5. 8 km
標 高	15m	南北最長	4. 6 km
市の木 「ケヤキ」		市の花 「カキツバタ」	
人口	72,174 人	世帯	32,730 世帯

(令和 3 年 10 月 1 日現在)

2) 清掃事業のあゆみ

S39.6	ごみ収集開始(分別なし) 委託収集 週1回 収集車 2tトラック1台 パックマスター1台
S40.11	逢妻衛生処理組合現在の豊田市前林町にて供用開始
S41.10	刈谷市知立市清掃施設組合設立
S44.4	知立市不燃物処理場埋立て供用開始
S45.9	不燃ごみ(危険物)収集開始(月1回)
S46.5	分別収集開始 可燃ごみ(路線収集) 指定袋制を導入(1枚 30 円) 不燃ごみ ステーション方式
S51.4	可燃ごみ収集回数の変更(週2回)
S52	不燃ごみ収集回数の変更(月2回)
S53	資源ごみモデル地区収集実施 不燃ごみの金属・びん分別収集
S59.4	知立市ゴミ分別収集地区報償金交付要綱施行
S60	粗大ごみ収集年1回
S61.4	刈谷知立環境組合クリーンセンター現在の刈谷市半城土町にて供用開始
S62.3	知立市第2不燃物処理場埋立て供用開始
S62.5	粗大ごみ収集(年2回) 刈谷知立環境組合余熱ホール(ウォーターパレスKC)を現在の刈谷市半城土町にて供用開始
S63.4	動物死体処理業者委託
S63.7	収集回数の変更 可燃ごみ(週3回) 不燃ごみ(週1回) 粗大ごみ(年2回)
H 元.4	知立市びん分別地区報償金交付要綱施行
H3.6	第1回5万人クリーンサンデー実施
H3.7	知立市再生資源回収奨励報償金交付要綱施行
H3.8	廃棄物減量推進員2名委嘱し、2名体制
H4.4	資源ごみ分別収集開始 資源ごみ(びん)(週1回)
H6.3	不燃物処理場にびん(カレット)のストックヤード設置
H6.4	不燃物処理場内作業のためローダー車購入
H7.9	食用廃油回収開始
H8.4	知立市空き缶等散乱防止条例施行
H9.4	廃棄物減量推進員を新たに2名委嘱し、4名体制
H9.12	共同住宅ごみ置場設置に関する指導基準施行
H10.3	知立市第1不燃物処理場閉鎖
H10.4	収集回数の変更 可燃ごみ(週2回) 資源ごみ(アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・びん4色)月2回収集 不燃ごみ(不燃ごみ・埋立てごみ・有害ごみ)月2回収集の収集開始 粗大ごみについて各戸有料収集開始(1個千円)週1回収集 可燃ごみ指定袋を紙製からポリエチレン製の白色・半透明に変更 大 35 リットルと小 18 リットルの2種類に変更 粗大ごみ車の市民への貸し出し開始(軽トラック) ペットボトル回収事業としてペットボトル回収協力店に回収ボックスを設置
H11.4	知立市資源ごみ等分別地区報償金交付要綱施行
H12.4	知立市生ごみ堆肥化事業補助金交付要綱施行 古紙類(新聞紙・雑紙・ダンボール・牛乳パック・布類)2ヶ月に1回収集開始

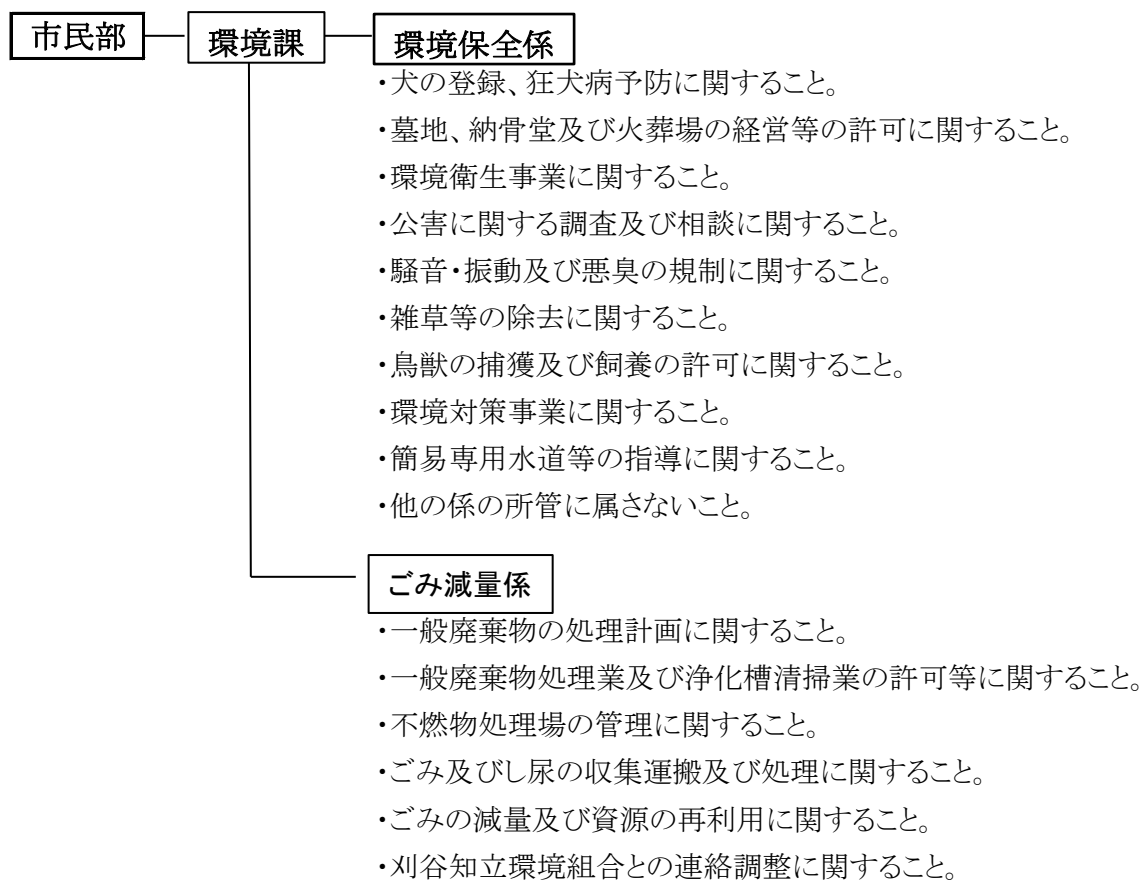
H13.4	資源ごみ(白色トレイ・発泡スチロール)の収集開始
	家電リサイクル法施行により家電4品目の取り扱い開始
H14.2	廃棄物減量推進員3名体制
H14.4	知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例施行
H14.11	プラスチック製容器包装ごみテスト収集(西中町)
H15.1～3	プラスチック製容器包装ごみ分別収集説明会(町内会)
H15.4	プラスチック製容器包装ごみの収集開始(月2回収集)
H15.10	資源有効利用促進法により家庭系パソコンの回収・リサイクル開始
H16.4	プラスチック製容器包装ごみの収集回数の変更(月4回収集)
	プラスチック製容器包装ごみの指定袋小 30 リットルを追加
	知立市生ごみ堆肥化事業補助金交付要綱改正(限度額一部引上げ)
H17.4	不燃物処理場の日曜日開場を開始
	原動機付自転車(50cc以下)のクリーンセンター搬入廃止
	ごみの分別・排出ルールを守られていない収集路線上の燃えるごみ等に警告
	シール(レッドカード)を貼り、ごみの分別・排出ルールの啓発
H18.4	警告シール(レッドカード)を貼ったごみの収集委託開始(2週間に1回)
H18.12	不燃物処理場に資源ごみ回収用倉庫を新設
H19.4	不燃物処理場内作業のためフォークリフト車購入
	知立市廃棄物等減量・環境保全審議会条例を廃止し、知立市環境基本条例施行
H19.6	不燃物処理場内埋立ごみ計量のため車両重量計購入
H20.6	不燃物処理場にてガラス類の分別リサイクル開始
H20.10	市内9事業所 11 店舗、知立市レジ袋削減推進協議会及び知立市の3者で「知立市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定」を締結
H21.2	市内 12 事業所 16 店舗にてレジ袋の有料化開始
H21.3	刈谷知立環境組合ごみ焼却施設建設工事竣工
H21.12	不燃物処理場にて使用済携帯電話本体の回収開始
H22.1	不燃物処理場にてガラス類の分別に加え陶磁器類の分別リサイクル開始
H22.6	不燃物処理場にてスプレー缶、その他家電の分別リサイクル開始
H23.4	町内集積所等にてスプレー缶、ガラス類・陶磁器類の分別リサイクル開始
	再生資源回収団体による古紙類等の回収方法に戸別収集を追加(2ヶ月に1回の町内会の古紙類収集廃止)
H23.10	知立市環境美化推進条例施行(知立市空き缶等散乱防止条例廃止)
H24.9	知立市文化会館にて「リユースマーケット」を開催
H25.4	不燃物処理場・市役所ロビーにて小型家電主要 10 品目の回収開始
H25.6	移動式不法投棄監視カメラを設置
H26.4	不燃物処理場にて家庭系パソコンの回収開始
H27.3	逢妻衛生処理組合解散
H27.10	ごみ分別アプリ「知立市ごみチェッカー」配信開始
H29.3	第3次知立市一般廃棄物処理基本計画を策定
H30.3	知立市災害廃棄物処理計画の改定
	不燃物分別作業場の完成
H30.9	フードドライブ開始
H31.4	「不燃物」を「金属類」「プラスチック製品」「コード類」「針金類」に分別収集細分化
	ごみだしガイドブック配布開始
	不燃物処理場水曜日休み開始

H31.4	「知立市資源ごみ等分別地区報償金交付要綱」を廃止、「知立市ごみ行政協力地区報償金交付要綱」を施行（立番制度の廃止） 食用廃油回収場所を不燃物処理場のみに変更し、食用廃油の売却を開始 知立市環境美化条例一部改正
R3.10	
R4.3	

3) 機構・事務分掌等

(1) 機構・事務分掌

令和4年3月31日 現在



(2) 職員の状況

令和4年3月31日現在

(単位：人)

所属	課統括	環境保全係	ごみ減量係
課長	1		
課長補佐			1
係長		1	(課長補佐兼務)
担当係長		2	1
主査			2
主事			1
主事補			
臨時職員(作業員)			4
廃棄物減量推進員			3

2 予算及び決算関係

歳入

(単位:円、%)

項 目		予算額	決算額	執 行 率
使用料	衛生使用料	19,000	21,080	110.95
手数料	衛生手数料	69,314,000	65,262,850	94.16
財産運用収入	利子及び配当金	455,000	205,002	45.06
寄附金	衛生費寄附金	301,000	300,000	99.67
雑入	雑入	22,852,000	22,285,777	97.52
合 計		92,941,000	88,074,709	94.76

歳出

(単位:円、%)

項 目		予算額	執行済額	執 行 率
清掃総務費		60,281,000	56,456,098	93.65
	人件費	54,640,000	52,086,747	95.33
	その他	5,641,000	4,369,351	77.46
塵芥処理費		1,079,922,000	1,076,798,073	99.71
	委託料	318,290,000	317,389,273	99.72
	組合分担金	709,051,000	709,051,000	100.00
	その他	52,581,000	50,357,800	95.77
し尿処理費		124,893,000	124,664,159	99.82
	委託料	124,830,000	124,646,669	99.85
	その他	63,000	17,490	27.76
合 計		1,265,096,000	1,257,918,330	99.43

3 ごみ処理・排出関係

1) ごみ処理実績

(1) 収集運搬経費

(単位:円)

	収集運搬委託料	1人当たり(72,174人)/年	1世帯当たり(32,730世帯)/年
可燃ごみ	105,050,000	1,456	3,210
資源ごみ・不燃ごみ	137,500,000	1,905	4,201
粗大ごみ	4,702,060	65	144

(2) 処理経費

ごみ処理費内訳

(単位:円)

ペットボトル中間処理委託料	10,662,410
処理困難物運搬処理委託料	237,600
プラスチック製容器包装ごみ等再商品化業務委託料	384,811
使用済乾電池・蛍光灯運搬処理委託料	2,318,976
プラスチック製容器包装ごみ中間処理委託料	20,958,146
ガラス・陶磁器類再資源化委託料	4,554,000
ペットボトル回収袋中間処理委託料	64,064
刈谷知立環境組合分担金	709,051,000
動物死体収集運搬委託料	528,770
食用廃油回収委託料	4,986,300
スプレー缶中間処理委託料	318,780
廃コード類中間処理委託料	320,133
特定家庭用機器再商品化委託料	77,000
小型家電再資源化委託料	0
回収容器等処分委託料	61,600
合 計	754,523,590

(単位:円)

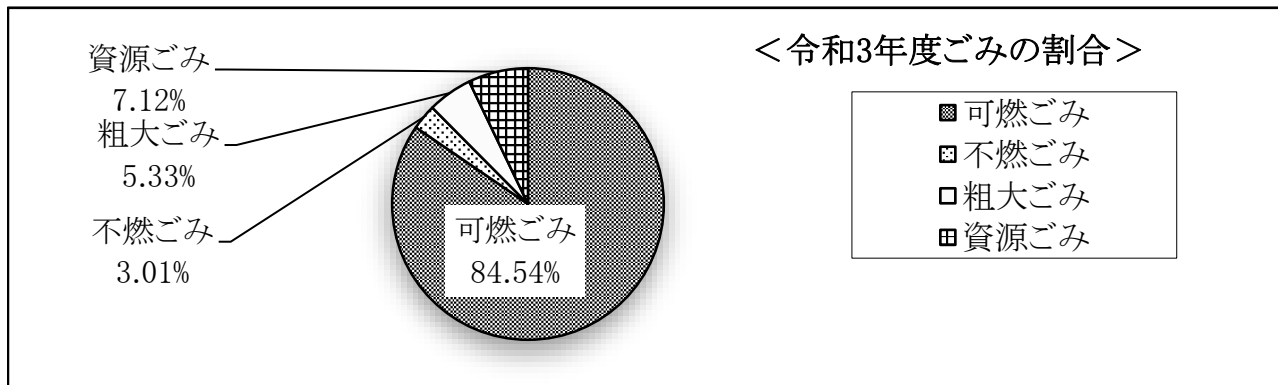
区 分	1人当たり(72,174人)/年	1世帯当たり(32,730世帯)/年
処理費	10,454	23,053

(3) ごみの排出量・リサイクル率

・ ごみの排出量

(単位:t)

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合 計
18,268	651	1,151	1,538	21,608

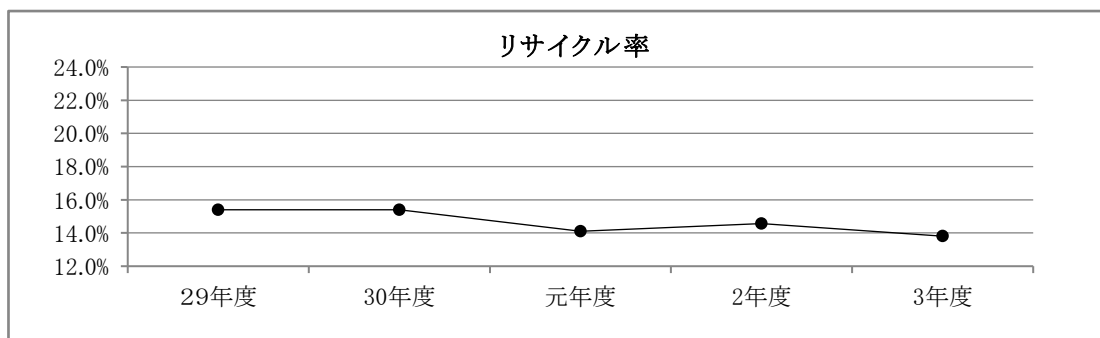


(単位:g)

区分	可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		資源ごみ		合 計	
	委託収集	処理	委託収集	処理	委託収集	処理	委託収集	処理	委託収集	処理
1人当り／年	160,252	253,111	6,166	9,020	319	15,948	21,310	21,310	188,047	299,389
1世帯当り／年	353,376	558,142	13,596	19,890	703	35,167	46,991	46,991	414,666	660,190
1人当り／日	439	693	17	25	1	44	58	58	515	820
1世帯当り／日	968	1,529	37	54	2	96	129	129	1,136	1,808

・ リサイクル率

年 度	29	30	元	2	3
リサイクル率	15.4%	15.4%	14.1%	14.6%	13.8%



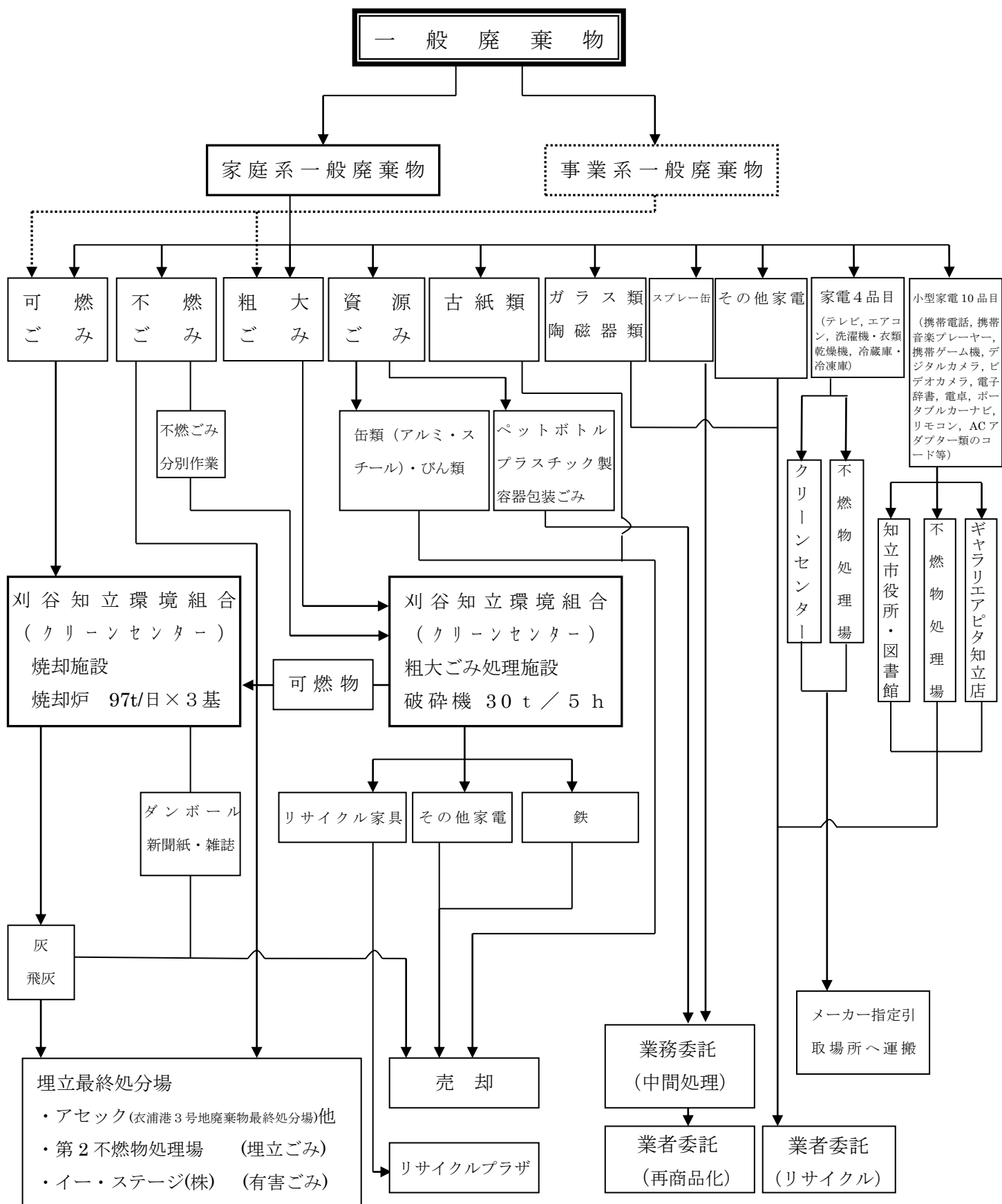
$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{施設処理に伴う資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$$

令和3年度
リサイクル率 =

$$\frac{1538\text{t(P.13資源ごみ量)} + 443\text{t(P.13クリーンセンター資源化量)} + 9\text{t(P.13乾電池・蛍光管資源化量)} + 119\text{t(P.13不燃ごみ(収集分)の資源化量)} + 1,015\text{t(P.15町内会等回収量)}}{21,608\text{t(P.8ごみの排出量)} + 1,015\text{t(P.15町内会等回収量)}}$$

= 13.8%

2) 廃棄物の処理体系

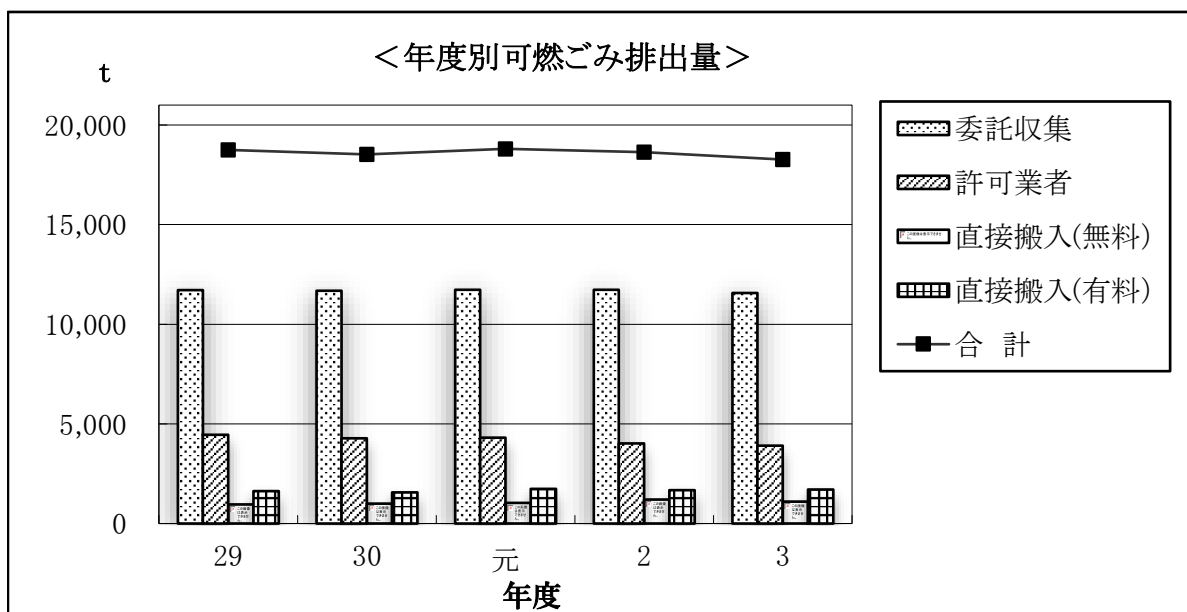


3) ごみの排出量の推移

(1) 年度別可燃ごみ排出量

(単位:t)

年 度	委託収集	許可業者	直接搬入(無料)	直接搬入(有料)	合 計
29	11,714.21	4,455.94	958.08	1,628.28	18,756.51
30	11,676.56	4,284.20	999.24	1,558.92	18,518.92
元	11,727.28	4,302.68	1,035.07	1,740.13	18,805.16
2	11,736.70	4,021.73	1,204.23	1,683.00	18,645.66
3	11,565.59	3,901.58	1,100.14	1,700.33	18,267.64

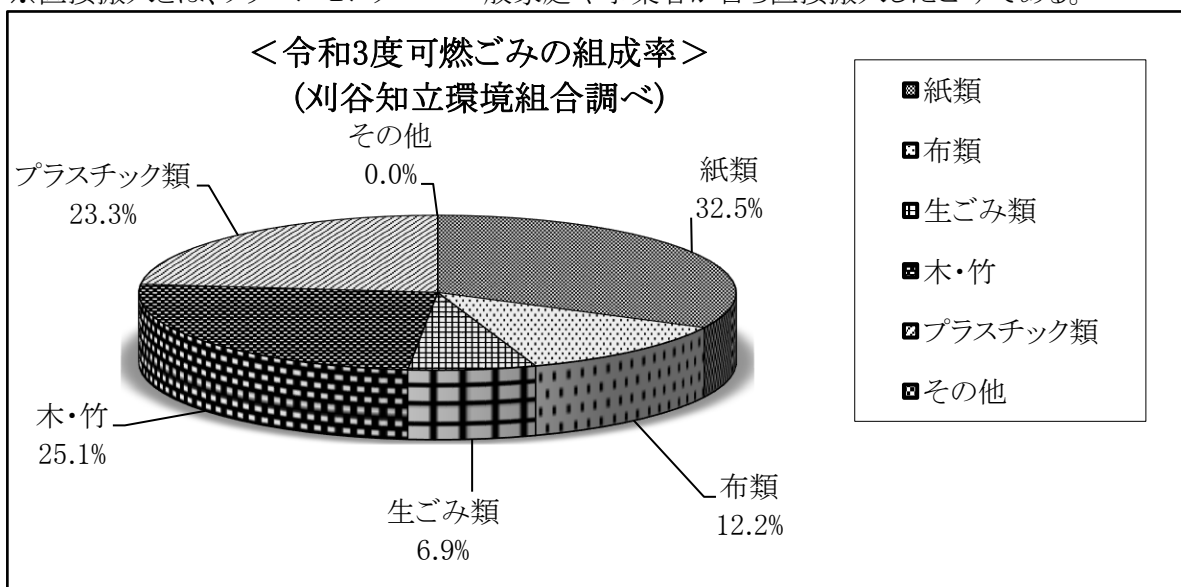


※数値は刈谷知立環境組合搬入量を参考。

※委託収集とは、一般家庭から指定袋で排出され路線収集したごみである。

※許可業者とは、事業系一般廃棄物を市から許可された回収業者が収集したごみである。

※直接搬入とは、クリーンセンターへ一般家庭や事業者が自ら直接搬入したごみである。



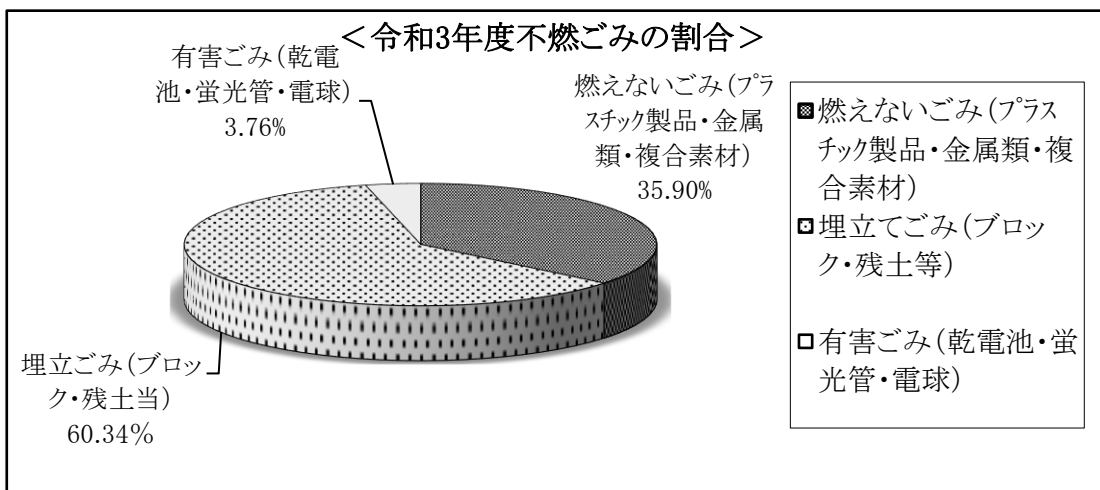
※組成率は、刈谷市・知立市の可燃ごみを合わせた数字であり、乾燥ごみベースでの割合。

(2) 年度別不燃ごみ排出量

(単位:t)

年度	委託収集	直接搬入		合 計
		減免分	有料分	
29	279.25	120.50	24.08	423.83
30	329.59	125.50	8.29	463.38
元	408.60	143.62	12.05	564.27
2	456.84	102.20	13.28	572.32
3	445.17	190.55	15.43	651.15

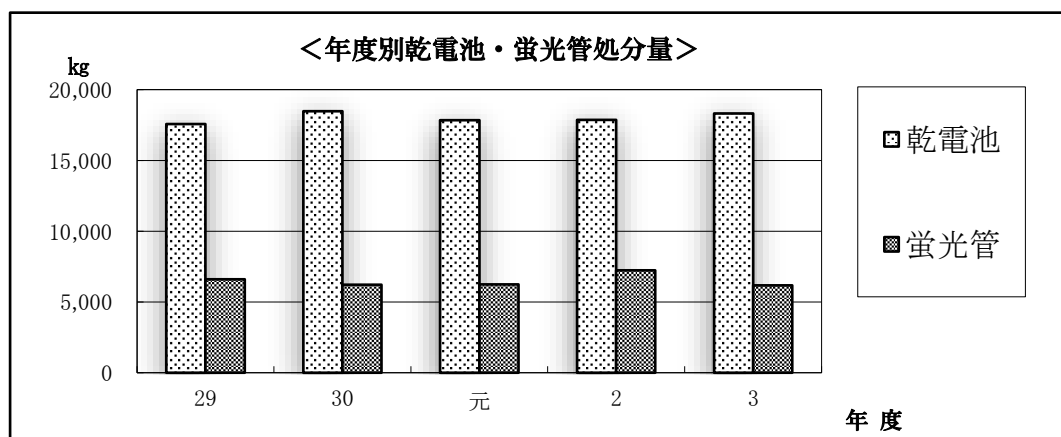
※委託収集とは、一般家庭から町内会や一部集合住宅の集積所へ排出されたごみである。
 ※直接搬入とは、不燃物処理場へ一般家庭や行政が自ら直接搬入したごみである。



(3) 年度別乾電池・蛍光灯処分量

(単位:kg)

年度	乾電池処分量	蛍光灯処分量
29	17,560	6,610
30	18,480	6,210
元	17,850	6,250
2	17,870	7,240
3	18,320	6,180



(4) 年度別粗大ごみ排出量

(単位:t)

年度	委託収集	許可業者	直接搬入(無料)	直接搬入(有料)	合 計
29	16.44	6.06	884.22	6.5	913.22
30	21.61	10.39	1,023.88	7.47	1,063.35
元	20.15	4.24	1,012.15	9.23	1,045.77
2	22.85	0.61	1,176.38	15.68	1,215.52
3	22.94	2.44	1,112.50	13.09	1,150.97

※数値は、刈谷知立環境組合搬入量を参考。

※委託収集とは、一般家庭から排出されるごみである。

※許可業者とは、事業系一般廃棄物を市から許可された回収業者が収集したごみである。

※直接搬入とは、クリーンセンターへ一般家庭や事業者が自ら直接搬入したごみである。

(5) 年度別埋立ごみ・焼却残渣等実績

(単位:t、m³)

年度	委託収集	直接搬入	埋立容量	残 余 容 量 (m ³)	焼却残渣
					アセック搬入 ミロク開発搬入 南都興産搬入
29	120	145	399	16,875	1,615
30	151	134	425	16,450	1,502
元	140	181	481	15,969	1,513
2	159	129	388	15,581	1,785
3	178	215	393	15,188	2,319

※委託収集とは、町内会や集合住宅の集積所から収集したごみである。

※直接搬入とは、不燃物処理場に市民や行政が直接搬入したごみである。

※残余容量とは、不燃物処理場の埋立残余容量のことである。

※焼却残渣アセック搬入とは、刈谷知立環境組合が知多郡武豊町にある(公財)愛知臨海環境整備センター(衣浦港3号地廃棄物最終処分場)へ搬入したものである。

※焼却残渣ミロク開発搬入とは、刈谷知立環境組合が西尾市にあるミロク開発株式会社へ搬入したものである。

※焼却残渣南都興産搬入とは、刈谷知立環境組合が奈良県御所市にある株式会社南都興産へ搬入したものである。

※平成28年度の埋立容量996m³の中には、700m³のスラグによる覆土容量を含む。

※平成30年度の埋立容量425m³の中には、140m³のスラグによる覆土容量を含む。

※令和元年度の埋立容量481m³の中には、160m³のスラグによる覆土容量を含む。

※令和2年度の埋立容量388m³の中には、100m³のスラグによる覆土容量を含む。

(6) 年度別資源ごみ排出量

年度	びん		空き缶		古紙類			プラスチック製 容器包装ごみ	ガラス類陶磁器類・携帯電話・スプレー缶・その他家電・小型家電 10品目・パソコン	合 計
	生きびん	カレット	ペットボトル	スチール	アルミ	新聞紙	雑紙	ダンボール	牛乳パック	布類
29	13.18	273.07	149.17	45.97	45.29	115.59	133.99	83.40	2.03	26.34
30	9.74	324.24	166.60	46.36	45.76	102.30	119.82	79.63	2.55	24.14
元	10.94	282.32	163.36	44.39	48.88	87.72	118.31	73.87	2.82	25.32
2	8.13	305.46	181.46	45.62	52.88	73.80	115.79	81.76	3.13	26.20
3	9.64	261.79	191.53	43.61	55.53	68.93	97.69	75.64	2.84	28.96

クリーンセンターでの資源化量（知立市分）

年度	ダンボール	新聞紙	紙・紙・アルミ 資源 サイクル家具	溶融メタル	スラグ	灰・飛灰再資源化	合 計
29	40	53	276	28	134	—	531
30	40	52	297	35	140	—	564
元	42	57	282	24	160	—	565
2	44	56	333	34	100	—	567
3	42	47	292	0	0	62	443

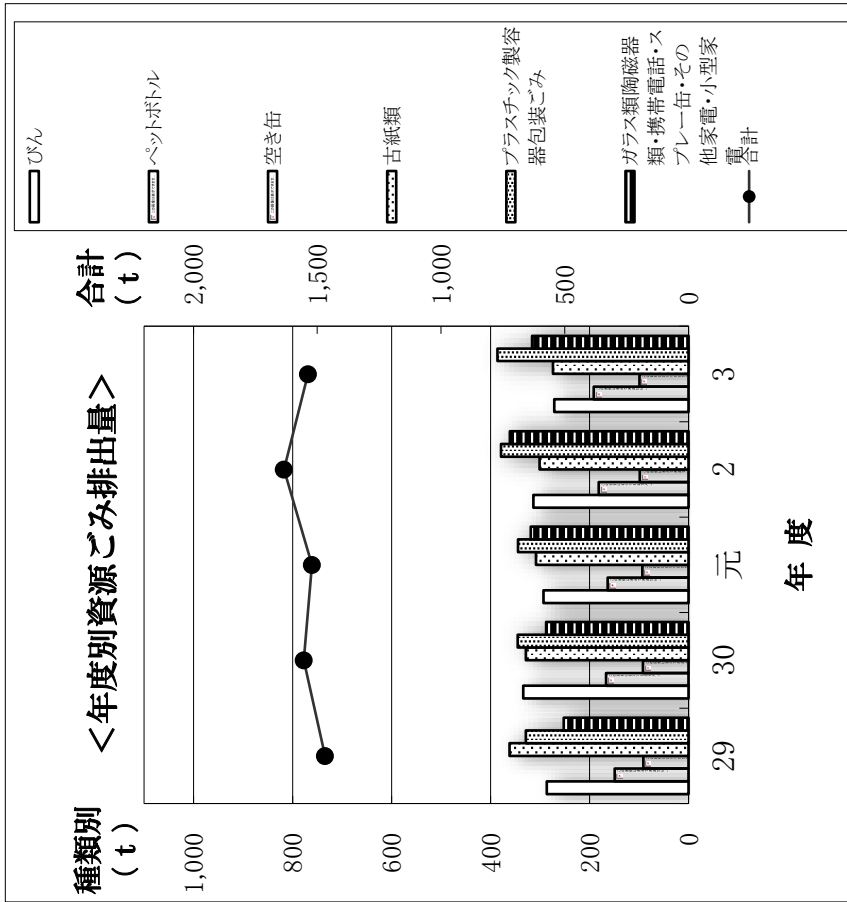
各数値は刈谷知立環境組合による

※令和3年度よりスラグ・溶融メタルの資源化を廃止し、灰・飛灰の再資源化を行うこととした
不燃ごみ（収集分）の資源化量

(単位:t)

(単位:t)

年度	乾電池	蛍光管	合 計	金属類
29	4	6	10	60
30	4	5	9	43
元	4	5	9	121
2	6	4	10	129
3	5	4	9	119



(7) 動物死体の処理状況

市道等における犬猫等の小動物の死体回収を委託業者、または環境課職員が迅速に回収しています。

委託回収分 (単位:件)

年度	犬	猫	その他	現物なし
29	1	186	0	6
30	3	160	53	10
元	0	145	43	16
2	0	119	71	10
3	1	73	53	19

環境課回収分 (単位:件)

年度	犬	猫	その他
29	0	7	8
30	0	0	2
元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0

4) ごみ袋関係

(1) ごみ袋販売価格の推移

時 期	1枚当たりの販売価格	備 考
S46.5 ~ S48.3	30円	20円は収集運搬処理費。
S48.4 ~ S54.3	10円	収集運搬処理費は無料になる。
S54.4 ~ S56.11	15円	
S56.12 ~ H1.3	20円	
H1.4 ~ H10.3	20円	消費税を含む。
H10.4 ~ H15.3	燃えるごみ 大(35L)15円 小(18L)12円	収集運搬手数料及び消費税含む。ごみ袋の品質を紙からポリエチレン製に変更し、種類を大小に分ける。
H15.4 ~ H16.3	燃えるごみ 大(35L)13円 小(18L)10円 プラスチック製容器包装ごみ(45L) 13円	燃えるごみ指定袋の購入単価が年々低下のため販売価格を見直し、大・小各々2円下げる。又プラスチック製容器包装ごみ指定袋の新設。
H16.4 ~	燃えるごみ 大(35L)13円 小(18L)10円 プラスチック製容器包装ごみ 大(45L)13円 小(30L)10円	プラスチック製容器包装ごみ指定袋に小(30L)10円/枚を新設。

(2) 年度別ごみ袋・粗大ごみ処理券販売状況

(単位:枚)

年度	ごみ袋販売枚数	粗大ごみ処理券販売枚数
29	4,521,260 (大3,349,180+小677,350+プラ大367,520+プラ小127,210)	790
30	4,369,090 (大3,293,530+小647,150+プラ大335,830+プラ小92,580)	914
元	4,574,480 (大3,463,140+小619,050+プラ大375,710+プラ小116,580)	934
2	4,457,250 (大3,336,100+小621,690+プラ大384,920+プラ小114,540)	1,168
3	4,572,460 (大3,437,230+小642,560+プラ大369,160+プラ小123,510)	1,253

5) 報償金交付状況

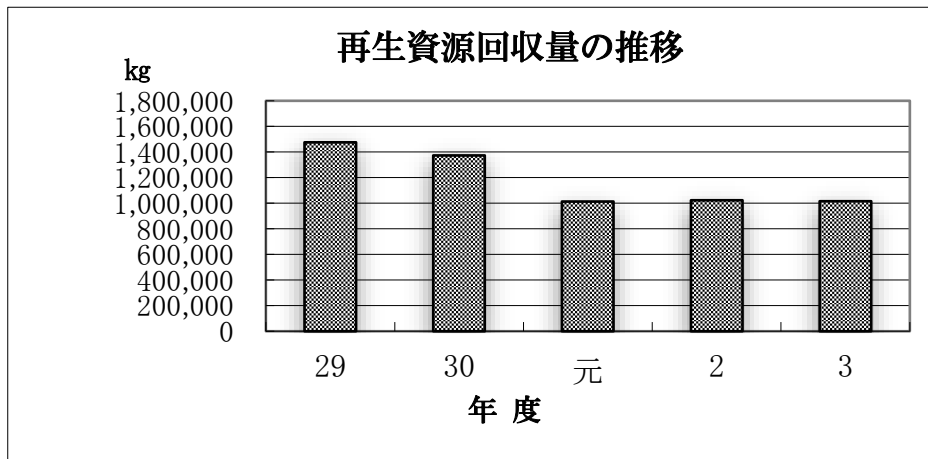
(1) 再生資源回収奨励報償金制度

新聞紙、雑紙、ダンボール、牛乳パック、布類、金属類(空き缶)の再生資源回収を促進するため再生資源回収団体に対して報償金を交付し、活動を支援しています。

再生資源回収報償金交付状況

(単位:団体、kg、円)

年 度	29	30	元	2	3
登録団体数	46	41	39	36	37
新聞紙	797,415	728,740	529,770	492,565	507,445
雑紙	369,580	347,160	261,600	278,205	252,605
ダンボール	281,190	269,675	197,760	227,250	230,270
牛乳パック	12,758	12,159	11,157	10,900	10,527
布類	4,340	5,535	5,870	5,670	6,455
金属類	9,996	10,499	8,007	8,180	7,864
回収量合計	1,475,279	1,373,768	1,014,164	1,022,770	1,015,166
報償金交付額合計	4,058,097	3,607,800	2,660,372	2,449,394	2,414,530



※集積所収集による古紙類・布類の報償金額1kgにつき5円。金属類の報償金額1kgにつき3円。

※戸別収集による古紙類・布類の報償金額1Kgにつき2円、金属類の報償金額1Kgにつき1円。

(2) 資源ごみ等分別地区報償金制度(町内会)

各町内会のごみ集積所においてごみの分別の徹底を図るため立番制度等の協力を求めています。(平成30年度をもって廃止)

資源ごみ等分別地区報償金交付状況

(単位:円)

年 度	29	30	元	2	3
報償金交付額	18,983,490	19,133,130			

(3) ごみ行政協力地区報償金制度(町内会)

ごみ集積所の設置及び維持管理に関すること、可燃ごみ置き場の選定に関すること、ごみ行政に関する町内への周知に関することの協力を求めています。(令和元年度より)

ごみ行政協力地区報償金交付状況

(単位:円)

年 度	29	30	元	2	3
報償金交付額			7,493,300	7,504,100	7,527,900

4 適正排出への取組状況

1) 不法投棄防止啓発事業

(1) 不法投棄処理件数

年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機・衣類乾燥機	その他
29	1	18	5	2	120
30	0	23	6	4	79
元	0	25	1	2	111
2	4	35	5	3	123
3	1	26	4	1	63

(2) 不法投棄監視カメラ設置件数

平成25年度より不法投棄防止を目的に、特に不法投棄が目立つ場所を中心に監視カメラを適宜移動して設置しています。令和元年に5台追加して14台で運用しています。

年度	移動件数（のべ）
29	6
30	3
元	8
2	2
3	0



2) 粗大ごみ運搬車両貸出事業

市民自ら粗大ごみを適正に処理することを推進するため軽トラック2台を貸出ししています。なお、平成31年度4月よりガソリン代の実費負担をお願いしています。

年度	貸出件数
29	1,103
30	1,107
元	1,033
2	1,066
3	1,014



3) 知立市ごみチェッカーの配信

ごみの分別や収集日などを手軽に検索できるパソコン、スマートフォン向けのウェブアプリを配信。約800種類のごみの分別について調べることができ分別の徹底を図っています。

5 3 R推進・啓発事業

1) 生ごみ堆肥化事業補助金交付制度

家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り資源の有効活用及びごみの減量化のため、生ごみ処理機、コンポスト容器、ぼかし専用容器を購入した場合、補助金を交付しています。

補助金の内容

生ごみ処理機 (ディスポーザーを除く)	1 / 2 の補助 (限度額20,000円)	1世帯1基まで (買替え5年)
コンポスト容器	1 / 2 の補助 (限度額3,000円)	1世帯1基まで (買替え3年)
ぼかし専用容器	1 / 2 の補助 (限度額1,500円)	1世帯2基まで (買替え3年)

生ごみ堆肥化事業補助金交付の実績

(単位:基、円)

年度	電動生ごみ処理機		コンポスト容器		ぼかし専用容器	
	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額
29	13	200,700	6	15,300	0	0
30	16	257,200	7	14,600	1	1,300
元	15	213,400	4	11,200	1	1,000
2	27	411,100	9	20,200	1	1,500
3	26	431,800	2	5,300	1	900

2) 生ごみ減量処理機貸出し事業

家庭から排出される生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の軽減及び減量意識の高揚を図るため、市民に対し家庭用生ごみ減量処理機の無料貸出し事業を平成29年度より始めました。

生ごみ減量処理機 貸出しの実績

(単位:件)

年度	電動生ごみ処理機
	基数
29	9
30	6
元	4
2	3
3	3

3) 食用廃油回収事業

河川の浄化など環境汚染を防止するとともに、リサイクル活動の一環として家庭から出る使用済みの食用廃油を回収拠点(市内13箇所:保育園・児童センター、不燃物処理場)において令和3年9月まで回収し、原料として米ぬかと混ぜて肥料、ぼかしを令和3年12月まで作成し無料配布していました。令和3年10月より回収場所を不燃物処理場のみに変更し、食用廃油の売却を開始しました。

年度別廃油回収量等

(単位:kg、人)

年度	回収人数	回収量	製造量		配布量	
			肥料	ぼかし	肥料	ぼかし
29	1,251	4,402.0	18,473.0	1,794.3	18,329.0	1,621.8
30	1,222	4,486.5	18,314.5	1,635.0	18,458.0	1,678.2
元	1,151	4,307.2	17,536.0	1,670.1	17,352.5	1,718.1
2	1,089	4,156.2	17,700.0	1,495.5	17,889.0	1,498.7
3	944	2,096.4	12,484.0	1,190.4	12,916.5	1,217.4

4) 7万人クリーンサンデー

「知立市環境美化推進条例」に基づき、市民行動の日として市内一斉清掃をおこなっています。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できませんでした。

年度別クリーンサンデー実績

年度	参加人数(人)	収集ごみ量(kg)
29	3,850	2,687
30	5,075	1,554
元	4,786	1,697
2	—	—
3	—	—



クリーンサンデーの様子

5) 緑のカーテンコンテスト

夏の暑い日差しをさえぎることで室温の上昇を抑え、省エネにつながる効果のある緑のカーテンについて、市民の住宅等への普及を図るため、「知立市緑のカーテンコンテスト」を実施しました。

緑のカーテンコンテスト応募実績

年度	応募件数
29	16
30	12
元	7
2	16
3	13



過去の最優秀賞

6) リユースマーケット

「リユース(再使用)」をテーマとして、家庭の不用品を中心とした品物をフリーマーケット形式で販売しています。年に2回程度開催し各回32ブース出店があります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止し、令和3年度は出店を18ブースとし、規模を縮小して開催しました。

リユースマーケット年間来場者数

年度	来場者数	開催数
29	814	2回
30	647	2回
元	330	1回
2	—	—
3	531	1回



7) 学校教育の副読本「ごみのゆくえ」

小学校4年生を対象に配布し、環境資源循環教育に利用しています。

8) 出前講座

各町内会、集合住宅、学校からの要望に応じてごみの排出、分別等について出前講座を行っています。

9) リサイクル情報の発信

「リサイクル情報:さしあげます・譲ってください」をホームページと広報「ちりゅう」に掲載し、市民同士で不要品を譲り合い、ごみの減量化、リサイクルの啓発を図っています。

10) 環境美化推進員

空き缶及び吸殻等の散乱並びに動物のふん害を防止し、地域の環境美化及び快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として環境美化推進員を毎年募集し委嘱状を交付しています。主な活動としては週1回程度地域の状況を見回り、必要に応じて報告。

また、クリーンサンデーへの参加、年に2回程度の啓発活動を行っています。



令和3年度: 33人

11) 廃棄物減量推進員

「知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第18条に基づき知立市廃棄物減量推進員を4名配置し、市内各集積所の巡回、指導及び地域住民への啓発、不法投棄監視パトロールなどの環境美化推進指導業務を行っています。

12) フードドライブ

近年関心が高まっている食品ロスの削減に取り組むため、平成30年度よりフードドライブを実施しています。集まった食品はNPO法人等を通して、地域の福祉団体や施設等に寄附されています。

令和3年度: 収集量579.5kg

6 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

令和4年4月1日現在

名称	住所	電話
知立衛生株式会社	知立市山屋敷町見社 2 1 番地	81-1426
株式会社アンコム	安城市福釜町尾山 1 4 番地	92-4060
株式会社トーアクリーン	安城市根崎町東新切 2 番地 2	92-7770
有限会社浅井商店岡崎営業所	岡崎市日名本町 3 番地の 1 2	0564-24-1033
有限会社ケイエスカンパニー	岡崎市石神町 2 番 1 0	0564-77-5227
株式会社アシタ	碧南市大浜上町 1 丁目 6 0 番地	42-5577
株式会社 榊原環境	半田市宮本町 6 丁目 2 0 2 番地の 1	0569-21-4885
株式会社 あおき環境開発	半田市平井町六丁目 3 3 番地	0569-27-5436
株式会社 朋栄社	碧南市相生町 2 丁目 1 1 5 番地	48-2888
トーエイ株式会社	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ 2 8 番地の 1	0562-83-3880
サンスイサービス株式会社	名古屋市緑区鳴海町字母呂後 6 番地	052-622-0947
TNKリサイクルサービス	知立市牛田 1 丁目 8 番地	83-1117
株式会社東海石油	安城市朝日町 3 番 2 0 号	77-2174
ヒラテ産業有限会社	刈谷市大正町 6 丁目 2 0 3 番地	21-1456
株式会社カネウミ	豊田市丸山町 4 丁目 7 番地 1	0565-27-8749
ホームックス株式会社	豊田市松ヶ枝町三丁目 3 0 番地	0565-33-2468
有限会社東海美化	岡崎市下青野町字太田川原 3 番地 2	0564-57-7211
株式会社三洋商店	名古屋市南区豊 2 丁目 9 番 8 号	052-692-2215
株式会社西山商店	名古屋市南区豊田 2 丁目 1 8 番 3 号	052-692-2393
有限会社あいち商會	西尾市中畑町神明前 5 番地 3	0563-59-0505
ディリー株式会社	安城市二本木町東切替 6 3 番地	74-1210

7 し尿・浄化槽関係

1) し尿収集搬入実績

(1) し尿搬入実績

(単位:人、戸、ℓ)

年度	し尿汲取り 人口	し尿汲取り 世帯数	搬入量	年間		一か月	
				1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
29	1,718	822	898,140	522.78	1,092.63	43.57	91.05
30	1,623	788	802,060	494.18	1,017.84	41.18	84.82
元	1,582	772	764,930	483.52	990.84	40.29	82.57
2	1,533	755	743,340	484.89	984.56	40.41	82.05
3	1,462	724	681,050	465.83	940.68	38.82	78.39

(2) し尿収集運搬経費

(単位:円)

年度	収集運搬委託料	1人当たり/年	1世帯当たり/年
29	34,560,000	20,116	42,044
30	34,560,000	21,294	43,858
元	35,316,000	22,324	45,746
2	36,630,000	23,894	48,517
3	36,630,000	25,055	50,594

2) 浄化槽汚泥投入実績

(単位:人、戸、ℓ)

年度	浄化槽 人口	浄化槽 世帯数	搬入量	年間		一か月	
				1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
29	29,920	13,220	18,360,540	613.65	1,388.85	51.14	115.74
30	28,779	12,869	18,323,740	636.71	1,423.87	53.06	118.66
元	28,525	12,810	17,292,540	606.22	1,349.93	50.52	112.49
2	27,751	12,396	17,810,830	641.81	1,436.82	53.48	119.74
3	27,333	12,334	16,914,870	618.84	1,371.40	51.57	114.28

※搬入量は逢妻衛生プラント搬入実績年報を参考。

3) し尿・浄化槽汚泥処理経費

(単位:円)

年度	し尿処理委託料	1人当たり(し尿・浄化槽人口)/年	1世帯当たり(し尿・浄化槽世帯数)/年
29	85,243,384	2,694	6,071
30	86,446,710	2,843	6,330
元	90,625,739	3,010	6,672
2	83,332,405	2,846	6,337
3	88,016,669	3,057	6,740

4) し尿汲取り手数料関係

(1) し尿汲取り手数料の推移

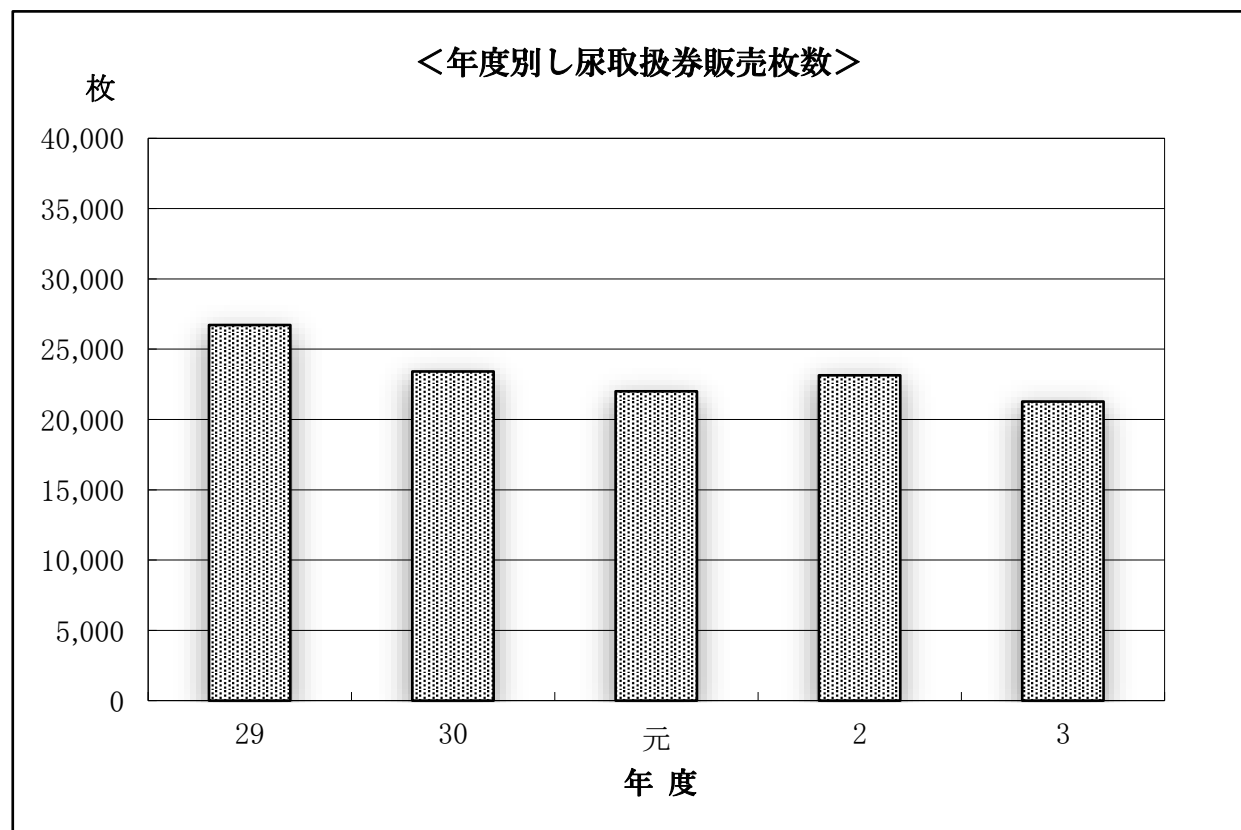
時 期	従 量 制	定 額 制
～ S49. 10. 31	27 ^{リットル} 当たり 30円	
S49. 11. 1 ～ S52. 6. 30	36 ^{リットル} 当たり 130円	
S52. 7. 1 ～ S54. 11. 30	36 ^{リットル} 当たり 120円	1世帯当たり 120円 1人当たり 120円
S54. 12. 1 ～ S56. 11. 30	36 ^{リットル} 当たり 180円	1世帯当たり 180円 1人当たり 180円
S56. 12. 1 ～ H 1. 3. 31	36 ^{リットル} 当たり 200円	1世帯当たり 200円 1人当たり 200円
H 1. 4. 1 ～ H 7. 6. 30	36 ^{リットル} 当たり 205円	1世帯当たり 205円 1人当たり 205円
H 7. 7. 1 ～	36 ^{リットル} 当たり 280円	1世帯当たり 280円 1人当たり 280円

※ 平成元年4月1日からは、手数料の中に消費税相当額を含む。

(2) 年度別し尿取扱券販売状況

(単位:枚)

年 度	29	30	元	2	3
し尿取扱券枚数	26,717	23,405	22,003	23,151	21,276



5) 浄化槽関係

(1) 浄化槽清掃許可業者及び実績報告一覧

業者名	住 所	電話番号	清掃区域	清掃件数
知立衛生株式会社	知立市山屋敷町見社21番地	0566-81-1426	市内全域	6,749

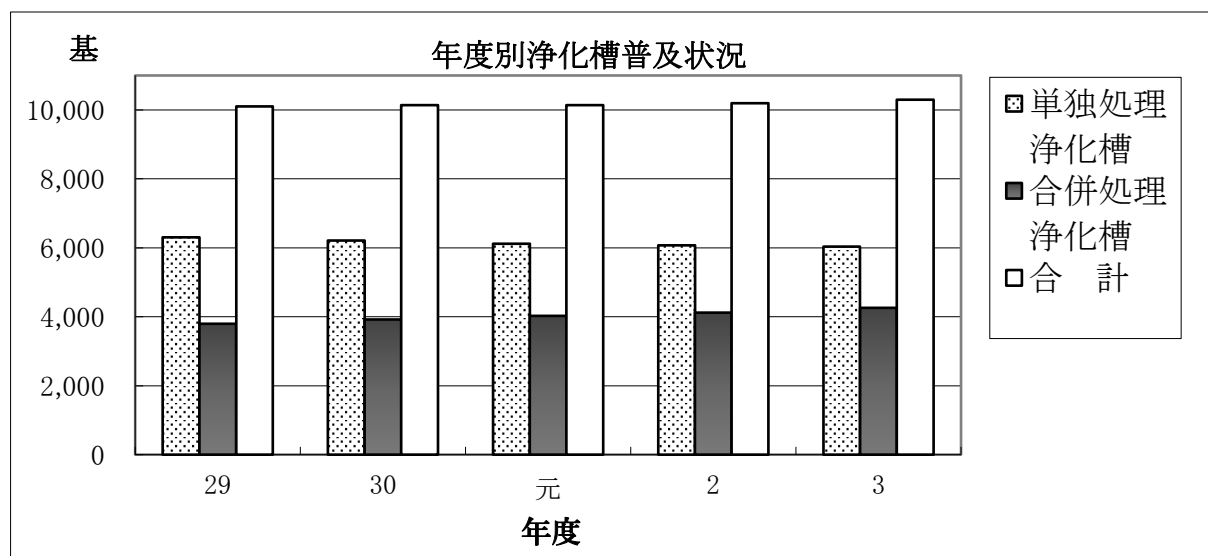
(2) 令和3年度浄化槽保守点検業者及び実績報告一覧

業者名	住 所	電話番号	点検件数
知立衛生株式会社	知立市山屋敷町見社21番地	0566-81-1426	10,279
株式会社フジクリーンサービスセンター	知立市山町小林17-4	0566-82-2315	2,745
株式会社中部パージサービス	名古屋市緑区西神の倉1-1004	052-876-3226	377
中部日化サービス株式会社	北名古屋市徳重御宮前62	0568-26-0090	2,307
中京浄化槽管理株式会社	小牧市郷中二丁目70番地	0568-72-8084	464
株式会社総合ライフサービス	清須市廻間三丁目7-15	052-433-1575	25

(3) 年度別浄化槽普及状況

(単位:基)

年 度	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合 計
29	6,305	3,797	10,102
30	6,215	3,921	10,136
元	6,117	4,026	10,143
2	6,073	4,120	10,193
3	6,037	4,259	10,296



※数値は愛知県西三河県民事務所環境保全課のものを参考。

改正

昭和49年10月4日条例第34号 昭和52年3月26日条例第10号
昭和52年6月20日条例第24号 昭和54年10月1日条例第26号
昭和56年10月1日条例第28号 昭和60年10月1日条例第22号
昭和60年12月26日条例第30号 平成元年3月27日条例第16号
平成5年3月25日条例第15号 平成5年9月30日条例第25号
平成7年3月28日条例第10号 平成9年3月28日条例第11号
平成9年12月22日条例第44号 平成10年3月24日条例第7号
平成12年3月24日条例第4号 平成13年3月26日条例第10号
平成14年3月26日条例第15号 平成15年3月26日条例第12号
平成15年9月26日条例第24号 平成15年12月19日条例第30号
平成17年9月29日条例第32号 平成19年3月27日条例第10号
平成19年12月25日条例第31号 令和元年12月23日条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、し尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- (2) 一般廃棄物 産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条で定める廃棄物）以外の廃棄物

(市の責務)

第3条 市は、一般廃棄物の減量に関し、市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適

正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、能率的かつ適正な運営に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策等に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下「占有者」という。）は、当該地に面する周囲の清掃を行う等その清潔の保持に努めなければならない。

- 2 占有者は、その占有する土地の周囲に囲いを設ける等みだりに廃棄物が捨てられないよう適正管理に努めなければならない。
- 3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更するときは、知立市環境基本条例（平成19年知立市条例第10号）第20条に規定する知立市環境審議会の意見を聴かななければならない。

(占有者の協力義務)

第8条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することのできるものは、なるべく自ら処分するよう努めるとともに自ら処分しない一般廃棄物については分別して容器に収容し、所定の場所に集積するなど市長の指示する方法に

従って処理しなければならない。ただし、一般廃棄物のうち市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）を自ら運搬及び処分することができないときは、市長の指示する方法に従って処理しなければならない。

2 前項の容器のうち可燃物及びプラスチック製容器包装物（容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条の表第8号に規定するものをいう。以下同じ。）を収容する容器は、市長が規則で定める指定袋（以下「指定袋」という。）を使用しなければならない。

3 前2項の容器には、有毒性、危険性、悪臭その他市の行う処理作業に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

4 占有者は、法第2条第3項に定める特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（一般廃棄物の自己処理）

第9条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2項及び第3項に定める基準に準じて処理しなければならない。

2 動物等の所有者は、その動物が死亡したときは、自ら処理しなければならない。また、やむを得ない理由により、自ら処理できないときは、速やかに市長に申出なければならない。

（多量の一般廃棄物）

第10条 市長は、次に掲げる多量の一般廃棄物を運搬すべき場所、運搬する方法その他必要な事項を占有者に指示することができる。

（1） 1日当たりの排出量が100キログラム以上のもの

（2） その他市長が特に必要と認めたもの

（一般廃棄物処理手数料）

第11条 市は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、占有者から手数料を徴収するものとし、その額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する手数料の算定の基礎となる数量及び人員等は、市長の認定するところによる。

（手数料の徴収方法）

第12条 し尿の取扱手数料は、市長の発行するし尿取扱券の販売をもって徴収する。

2 粗大ごみの処理手数料は、市長の発行する粗大ごみ処理券の販売をもって徴収する。

3 指定袋で処理する可燃物及びプラスチック製容器包装物に係る手数料は、指定袋の販売をもって徴収する。

4 多量の一般廃棄物で市長が指示する場所に搬入する不燃物及び動物の死体で市が収集運搬した

ものに係る手数料は、市長の発行する納入通知書により徴収する。

第13条 削除

(手数料の減免)

第14条 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可)

第15条 法第7条第1項又は第6項に定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者及び浄化槽法第35条第1項に定める浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関する手数料は、別表のとおりとし、市長の発行する納入通知書により徴収する。

3 第1項の許可の有効期限は、2年とする。

(産業廃棄物の処理)

第16条 法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の種類及び数量のものとし、市長が必要の都度指定する。

(産業廃棄物の処理費用)

第17条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理費用の額は、別表のとおりとし、市長の発行する納入通知書により徴収する。

(廃棄物減量推進員)

第18条 廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、廃棄物減量推進員を置く。

2 廃棄物減量推進員は、廃棄物に関する市民の意識の啓発、廃棄物の排出の抑制、減量等の活動に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

2 知立市清掃条例（昭和45年知立市条例第68号）は、廃止する。

3 知立市し尿浄化槽管理条例（昭和45年知立市条例第69号）は、廃止する。

附 則（昭和49年条例第34号～昭和60年条例第30号）

(省略)

附 則（平成元年3月27日条例第16号）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 改正前の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいて発行されたし尿取扱券は、改正後の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいて発行されたし尿取扱券とみなして使用することができる。

附 則（平成 5 年 3 月 25 日条例第 15 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 30 日条例第 25 号）

この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて発行されたし尿取扱券は、改正後の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいて発行されたし尿取扱券とみなして使用することができる。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により許可を受けている者の手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日条例第 11 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、現に許可を受けている者の手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 12 月 22 日条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 8 条第 1 項の規定により市が指定した袋は、当分の間改正後の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 8 条第 2 項に規定する指定袋とみなして使用することができる。

附 則（平成 10 年 3 月 24 日条例第 7 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月26日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月26日条例第12号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 9 月26日条例第24号）

この条例は、平成15年12月 1 日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第30号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月27日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて発行された粗大ごみ処理券は、この条例による改正後の知立廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づいて発行された粗大ごみ処理券とみなす。
- 3 新条例別表の規定は、この条例の施行日以後に処理する動物の死体及び産業廃棄物の処理費用の手数料から適用し、同日前に処理する動物の死体及び産業廃棄物の処理費用の手数料については、なお従前の例による。

別表（第11条、第15条、第17条関係）

種別	取扱区分		手数料		
一般廃棄物 （し尿、動物の死体を除く。）	粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具（以下「特定家庭用機器」という。）を除く。）で市が収集運搬するもの		1 個につき 1,040円		
	粗大ごみのうち特定家庭用機器	市が収集運搬するもの	1 個につき 2,240円		
		市長が指示する場所に直接個人で搬入するもの	1 個につき 1,200円		
	可燃物で市が収集運搬するもの		大	1 袋につき	13円
			小	1 袋につき	10円
	プラスチック製容器包装物で市が収集運搬するものの		大	1 袋につき	13円
		小	1 袋につき	10円	
し尿	多量の一般廃棄物で市長が指示する場所に搬入する不燃物（埋立て処理するものに限る。）		10キログラムにつき 20円 ただし、1 日当たりの搬入量が100キログラム未満の場合は、無料とする。		
	市が収集運搬したもの	定額制	人員割	1 人 1 月につき 取扱券 1 枚 280円	
			世帯割	1 世帯 1 月につき 取扱券 1 枚 280円	
		従量制		36リットルにつき 取扱券 1 枚	

		280円
	特別制	36リットルにつき 取扱券 2 枚 560円
動物の死体	市が収集運搬したもの	1 頭につき 950円
許可手数料	新規	1 件につき 3, 000円
	再交付	1 件につき 1, 000円
産業廃棄物の 処理費用	市長が指示する場所に搬 入する産業廃棄物	1 トンにつき 6, 400円

備考

- 1 一般廃棄物の数量に10キログラム未満の端数があるときは、10キログラムとして計算するものとする。
- 2 し尿の収集運搬量が36リットル未満であるとき、又はし尿の収集運搬量に36リットル未満の端数があるときは、36リットルとして計算するものとする。
- 3 産業廃棄物の数量が1トン未満であるとき、又は産業廃棄物の数量に1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。

改正

昭和60年10月 1 日規則第18号	平成15年 3 月26日規則第16号
昭和60年12月26日規則第22号	平成15年 9 月26日規則第20号
平成 4 年 3 月25日規則第11号	平成15年12月19日規則第21号
平成 5 年 3 月25日規則第 8 号	平成16年12月22日規則第22号
平成 7 年 3 月28日規則第11号	平成19年12月25日規則第42号
平成 9 年12月22日規則第10号	令和 3 年 3 月19日規則第 4 号
平成13年 3 月26日規則第10号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(昭和48年知立市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理の申出)

第 2 条 し尿の処理を受けようとする者は、し尿くみ取り申込書(様式第1)を市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2号及び第3号に規定するものが2回以上し尿くみ取りを申込む場合は、口頭により申出ることができる。

2 し尿くみ取り申込書の記載事項のうち、次に定める異動があった場合は、速やかに、市長に届出なければならない。

(1) 世帯人員が異動したとき。

(2) くみ取りを廃止したとき。

(3) 住所を異動したとき。

3 条例第9条第2項に規定する申出は、口頭によりすることができる。

4 条例第10条に規定する多量の一般廃棄物のうち不燃物(埋立て処理するものに限る。以下「埋立て不燃物」という。)については、埋立処理申請書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(し尿処理手数料の適用区分)

第 3 条 条例第11条第1項に規定する手数料のうちし尿に係る手数料の区分は、次に定めるところによる。

(1) 定額制を適用するもの(その世帯が専ら使用するもので、1月に1回収集)

ア 一般家庭で世帯人員 9 人以下のもの

イ 通勤者のない事業所等で常住人員が 9 人以下のもの

(2) 従量制を適用するもの

ア 一般家庭で世帯人員10人以上のもの

イ 事業所等で不特定の者が使用するもの

ウ 洗浄水等を使用し、又は便槽不良等によりし尿の量が多量となるもの

エ 定額制世帯で 1 月に 2 回以上収集する場合の 2 回目以後のもの

オ その他定額制によることが不相当と認めたもの

(3) 特別制を適用するもの

ア 事業所等（知立市関係は除く。）で臨時に仮設トイレを設置し使用するもの

イ その他市長が必要があると認めたもの

（手数料の算定基礎等）

第 4 条 埋立て不燃物を排出しようとする者は、埋立て不燃物を知立市不燃物処理場に搬入しなければならない。

2 条例第11条第 1 項に規定する手数料算定の基礎となる埋立て不燃物の重量（以下「基礎重量」という。）は、知立市不燃物処理場内において市長が指定する重量計にて計測した重量とする。

3 前項の規定により計測しがたいときは、埋立て不燃物を搬入する車両の最大積載量を基礎重量とする。

4 市長は、定額制の人員等につき異動の生じた旨届出があったときは、届出があった月の翌月から変更するものとする。

（し尿取扱券）

第 5 条 条例第12条第 1 項に規定するし尿取扱券は、占有者に対して現金と引換えに交付し、占有者はし尿収集運搬委託業者に対し、定額制にあつては人員割及び世帯割に相当するし尿取扱券を、また従量制及び特別制にあつてはその量に相当するし尿取扱券を交付しなければならない。

（手数料の減免）

第 6 条 条例第14条の規定に基づき手数料（全部又は一部）の減免を受けようとするものは、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 3）2 通を市長に提出しなければならない。ただし、天災等でその災害が著しく広範囲に及ぶと認めた場合は、この限りでない。

（許可の申請）

第 7 条 条例第15条第 1 項に規定する許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請

書（様式第4）若しくは一般廃棄物処分業許可申請書（様式第5）又は浄化槽清掃業許可申請書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（許可証の交付）

第8条 市長は、前条の規定に基づき申請があった場合、法令に定める要件を具備し、その基準に適合し、かつ、処理能力を有すると認めて許可をする場合は許可証（様式第7）を交付する。

2 前項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が許可証を亡失又はき損したときは、速やかに許可証再交付申請書（様式第8）を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合、棄損によるものについては、その許可証を添えなければならない。

（報告等）

第9条 委託業者は、し尿取扱券及びし尿取扱券領収書の写しを添えて毎月1回市長に提出するものとする。

2 市長は、委託業者に作業状況等を必要の都度報告させるものとする。

（許可証の譲渡の禁止）

第10条 許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可証の返還）

第11条 許可業者は、その許可を取り消されたときは、直ちに許可証を返還しなければならない。

2 許可業者が廃業、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届出て許可証を返還しなければならない。

（粗大ごみ）

第12条 条例第8条第1項に規定する規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、次に定めるところによる。

- （1） 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具
- （2） 市長が指定する集積用のかごに入らないもの及び別表に掲げるもの

（粗大ごみ処理の申出）

第13条 粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けるため、粗大ごみを排出しようとする者（以下「粗大ごみ排出者」という。）は、品名、数量、収集場所その他必要な事項を市長に申し出なければならない。

2 市長は、粗大ごみの処理上必要があるときは、粗大ごみ排出者に対して条件を付することができる。

3 粗大ごみ排出者は、第1項の規定による申出の事項を変更し、又は申出を取り消すときは、速

やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(粗大ごみ処理券)

第14条 粗大ごみ排出者は、手数料を納付し、粗大ごみ処理券の交付を受けなければならない。

2 粗大ごみ処理券の交付は、市長が指定する粗大ごみ処理券取扱所において行うものとする。

3 汚損し、又は損傷した粗大ごみ処理券は、無効とする。ただし、市長が必要と認めるときは、交換を受けることができる。

4 粗大ごみ処理券は、これを返還して現金の還付を受けることができない。ただし、市長が必要と認めるときは、還付することができる。

(粗大ごみの排出)

第15条 粗大ごみ排出者は、排出しようとする粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。

2 前項の規定による粗大ごみ処理券は、収集する者の確認しやすい箇所に貼付しなければならない。

(指定袋の規格等)

第16条 条例第8条第2項に規定する規則で定める指定袋は、市の作成するもので次の表に定める規格のものとする。

種類	規格
可燃物（大）	35リットル用 白色・半透明 ポリエチレン製
可燃物（小）	18リットル用 白色・半透明 ポリエチレン製
プラスチック製容器包装物（大）	45リットル用 緑色・半透明 ポリエチレン製
プラスチック製容器包装物（小）	30リットル用 緑色・半透明 ポリエチレン製

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

2 この規則施行前に受けた許可証並びに各種申請行為及び届出行為は、この規則により行ったものとみなす。

附 則（昭和60年規則第18号～平成4年規則第11号）

(省略)

附 則（平成 5 年 3 月 25 日規則第 8 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日規則第 11 号）

この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 12 月 22 日規則第 10 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日規則第 10 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日規則第 16 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 26 日規則第 20 号）

1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の規定により作成されている指定袋は、改正後の知立市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 15 年 12 月 19 日規則第 21 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 22 日規則第 22 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 4 号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第 12 条関係）

種目	品名
家具、寝具、建具、厨房用具類	衣装箱 応接いす 応接机 オーディオラック 折りたたみいす カーペット 回転式いす 飾り棚 学習机 鏡台 げた箱 こたつ板 こたつやぐら

	サイドボード 座いす 座卓 じゅうたん 整理たんす 洗面化粧台 ダイ ニングテーブル ダイニングチェア 吊り棚 長持 ベビーたんす 本棚 和たんす シングルベッド ダブルベッド 二段ベッド ベビーベッド ふ とん マットレス 雨戸 網戸 障子 ドアー ふすま ガスクッキングテ ーブル ガス台 食器棚 茶たんす 調理台 流し台 畳 物干し台
電気、ガス、石 油機械器具類	オーディオ機器 糸糸編み機 食器乾燥機 ズボンプレス 扇風機 電気 ストープ 電気掃除機 ふとん乾燥機 ミシン ガスストープ ガスレンジ 石油ストープ ドラム缶
楽器、遊具等	オルガン 電子オルガン 一輪車 乳母車 三輪車 自転車 スキー板 す べり台 ぶらんこ
その他これらに類するもので、縦1メートル、横1メートル、高さ2メートル以下の大きさ のもの。ただし、タイヤ、自動車、オートバイ、プロパンガス容器、ピアノ、消火器、バッテ リー、業務用機械器具、建設廃材、事業所から出る粗大ごみ、その他処理が困難なものを除く。	

知立市環境基本条例

平成19年3月27日

条 例 第 10号

目 次

前 文

第 1 章 総 則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 10条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する推進施策（第11条—第19条）

第 4 章 環境審議会（第20条）

附 則

私たちのまち知立市は、豊かな水と緑をたたえて生き物を育む逢妻川、猿渡川が流れ、平坦な地形のうえに田園風景が各地に広がっており、貴重な自然環境が残されています。また、宿場町として栄えた歴史と文化を背景に、公園、旧街道、神社、仏閣などにけやき、まつ、いぶきなどの樹木やかきつばた、はなしょうぶなどの草花が守り育てられており、私たちの憩いの場を生み出しています。

このような水と緑と文化に恵まれた環境に支えられながら、私たちのまちは心豊かに暮らせる住宅都市として、また、西三河地域の交通の要衝として、今日まで着実な発展を遂げてきました。しかしながら、私たちの暮らしが快適で便利になるとともに、都市化の進展や産業の発展に伴い環境への負荷がもたらされ、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなってきました。

私たちは、これまでの良好な環境を保持するための取組を一層推進するとともに、生態系に配慮し、地域特性を生かしつつ、将来にわたって健康で文化的な生活を守るような環境の保全及び創造を目指して取り組んでいく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総 則

（ 目 的 ）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することにより、人と自然とが共生でき、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策

を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- （1） 人の健康が保護され、及び生活環境が保全及び創造され、並びに自然環境が適正に保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- （2） 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全及び創造されること。
- （3） 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の

歴史的文化的特性を生かした環境が創造されること。

(4) 資源の循環型利用を推進し、エネルギーの有効利用を図るとともに廃棄物の減量の推進が図られること。

(5) 地球の温暖化防止等の地球環境の保全が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知立市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する知立市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

第10条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する推進施策

(公害の防止等)

第11条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第12条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努める

ものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全）

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止等に関する施策の推進に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第15条 市は、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の提供）

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査、監視等の整備）

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、当該施策を適正に実施するために、監視等の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うように努めるものとする。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、知立市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 一般廃棄物の減量等に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体及び事業所を代表する者
 - (3) 公募市民
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任を妨げないものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- (知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例の廃止)
- 2 知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例(平成14年知立市条例第15号)は、廃止する。
- (知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
- 3 知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年知立市条例第14号)の一部を次のように改正する。
- 第7条第1項中「知立市廃棄物減量・環境保全審議会」を「知立市環境基本条例(平成19年知立市条例第10号)第20条に規定する知立市環境審議会」に改める。

知立市再生資源回収奨励報償金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自主的に再生資源回収活動をする市民団体に対して報償金を交付することにより、団体活動の活性化と清掃思想の啓蒙を図り、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進することを目的とする。

（対象団体）

第2条 報償金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 知立市内に活動拠点を持つ団体であること。
- (2) 地域社会に貢献できる性格を持つ団体であること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 次のいずれかの方法により再生資源を回収する団体であること。

ア あらかじめ再生資源の回収場所を指定し、住民各自が再生資源を回収場所へ運ぶ方法又は団体が住民の再生資源を回収し、回収場所まで運ぶ方法（以下これらを「集積所収集」という。）

イ 住民が自身の住宅前等に排出した再生資源を、団体が再生資源の回収を行う業者に回収させる方法（以下「戸別収集」という。）

（団体の登録）

第3条 報償金の交付を受けようとする団体（以下「交付団体」という。）は、再生資源回収団体登録申請書（様式第1）により、あらかじめ市長に登録の申請をしなければならない。

（業者の登録）

第4条 交付団体の収集した再生資源の回収を行おうとする業者（以下「回収業者」という。）は、再生資源回収業者登録申請書（様式第2）により、あらかじめ市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の登録できる回収業者は、次に掲げる要件を満たす回収業者とする。

- (1) 知立市内で再生資源回収を継続的に行うことができるものであること。

(2) 過去に法令等に違反し、処分を受けていないこと。

(登録の期間)

第5条 交付団体及び回収業者の登録の申請は、毎年度行うものとする。

(報償金対象品目)

第6条 報償金の交付対象となる再生資源は、次に掲げるものとする。ただし、交付団体が町内集積所を使用して集積所収集を行う場合は、第1号及び第2号の再生資源に限り、交付対象とする。

(1) 古紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等

(2) 布 類 古着、ボロ布等

(3) 金属類 アルミ缶、スチール缶、金属くず（粗大を除く）等

(報償金の額)

第7条 報償金の額は、次表に掲げるとおりとする。

区分	古紙類及び布類	金属類
集積所収集	1キログラムにつき5円	1キログラムにつき3円
戸別収集	1キログラムにつき2円	1キログラムにつき1円

2 市長は、再生資源の市場売却価格の下落等の事情により回収業者が再生資源を有償で回収せざるを得ない事情があると認める場合は、予算の範囲内で当該有償額を限度として、回収量に応じた額を前項の報奨金に加算することができる。

(交付申請)

第8条 交付団体は、報償金の交付を受けようとするときは、再生資源回収奨励報償金交付申請書（様式第3）に回収業者が発行した計算書又は問屋が発行した計量票を添付し申請するものとする。

2 報償金は、次に掲げる期間に申請を行うものとする。ただし、各期間の末日が休日にあたる場合は、その前日までとし、年度の繰越しは行わないものとする。

(1) 第1期 6月20日から6月30日まで

(2) 第2期 9月20日から9月30日まで

(3) 第3期 12月20日から12月28日まで

(4) 第4期 3月20日から3月31日まで

(報償金の交付)

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、報償金を交付するものとする。

(報償金の返還)

第 10 条 市長は、交付団体又は回収業者に不正があったときは、登録を取り消すとともに、交付した報償金の返還を求めることができる。

(報告等)

第 11 条 市長は、交付団体及び回収業者に対し、必要に応じ事業に必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 3 条関係）

（表）

再生資源回収団体登録申請書	
年 月 日	
知 立 市 長 様	
団体名 代表者氏名	
再生資源回収団体としての登録を受けたいので、知立市再生資源回収奨励報償金交付要綱第 3 条の規定に基づき下記のとおり申請をします。	
記	
団 体 名	
代 表 者 住 所	
代 表 者 氏 名	
連 絡 先	電話
会 員 数	名

(裏)

年 月 日

知 立 市 長 様

団 体 名

代表者住所

氏名

口 座 振 込 届 出 書

知立市再生資源回収奨励報償金交付要綱第9条の規定に基づく報償金の交付は下記のとおり行ってください。

なお、後日口座振込届出書の内容に変更が生じたときは、書面にて提出いたします。

記

債権者登録の口座へ振り込み

☐ (町内会関係団体で債権者登録口座へ振込みを希望する場合はこちらの□にチェックを入れてください。下記の口座の記入は、不要です。)

☐ 下記の口座へ振り込み(代表者と振込先が異なる場合は、委任状(様式任意)が必要となります。)

金融機関	銀行 信用金庫 農協	店	預金種目	口 座 番 号									
			1. 普通 2. 当座										
ゆうちょ 銀行	預 金 種 目		記 号		番 号								
	1. 普通 2. 当座												
共通	フリガナ												
	口座 名義												

※通帳の表紙の裏面に記載されている名義をカタカナで記入してください。

オナマエ	様
------	---

様式第 2 （第 4 条関係）

再生資源回収業者登録申請書			
年 月 日			
知 立 市 長 様			
業 者 名 代表者氏名			
※法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が自署 しない場合は、記名押印してください。			
再生資源回収業者としての登録を受けたいので、知立市再生資源回収奨励報償金 交付要綱第 4 条の規定に基づき下記のとおり申請をします。			
記			
業 者 名			
所 在 地			
代 表 者 氏 名		電 話	
※ 業者登録にあたり、次の事項を必ず遵守します。 ① 再生資源回収を継続的に協力します。 ② 再生資源回収については、誠実、親切かつ適切に対応します。 ③ 計算書の発行には細心の注意をはらうとともに、虚偽の記載は絶対に行 いません。 ④ 再生資源回収について、市及び団体に対し、一切ご迷惑をかけません。 ⑤ 上記の事項が守られない場合は、登録を抹消されても異議ありません。			

様式第 3 （第 8 条関係）

（表）

再生資源回収奨励報償金交付申請書				
年 月 日				
知 立 市 長 様				
団体名				
代表者 住所				
氏名				
再生資源回収を下記のとおり実施しましたので、知立市再生資源回収奨励報償金交付要綱第 8 条の規定に基づき報償金の交付を申請します。				
記				
回数	回収日	古紙類	布類	金属類
1 回	月 日	kg	kg	kg
2 回	月 日	kg	kg	kg
3 回	月 日	kg	kg	kg
4 回	月 日	kg	kg	kg
5 回	月 日	kg	kg	kg
6 回	月 日	kg	kg	kg
合計数量 (A)		kg	kg	kg
単 価 (B)		円	円	円
合計金額 (A) × (B)		① 円	② 円	③ 円
交付申請額 ① + ② + ③		金 円		

※ 回収業者の発行した計算書又は問屋の発行した計量票を添付してください。

(裏)

再生資源回収実施明細書 団 体 名 ()

回 収 日	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回		合 計 数 量 (A)	単 価 (B)	合 計 金 額 (A) × (B)
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量				
資源の種類										
	1.新聞紙	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	2.雑誌	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	3.タンホール	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	4.牛乳パック	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	5.他の古紙類	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
古紙類合計	kg	kg	kg	kg	kg		kg	円	円	
2布類	kg	kg	kg	kg	kg		kg	円	円	
3金属類										
	7.アルミ缶	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	8.スチール缶	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	9.他の金属類	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	金属類合計	kg	kg	kg	kg	kg		kg	円	円

知立市ごみ行政協力地区報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知立市のごみ行政への各町内会の協力に対し、報償金を交付することにより、ごみの減量化及び資源のリサイクル運動の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ行政協力地区 第3条各号に掲げる事業を実施する各町内会をいう。
- (2) ごみ集積所 不燃ごみ・資源ごみ集積所(集合住宅に設置されたものを除く。)をいう。
- (3) 設備 照明、コンセント、屋根及び水道その他ごみ集積所で使用する設備をいう。

(対象事業)

第3条 報償金の交付対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ集積所の設置及び維持管理に関すること。
- (2) 可燃ごみの置き場の選定に関すること。
- (3) ごみ行政に関する町内への周知に関すること。

(報償金の額)

第4条 前条に対する報償金の額は、別表に定める基準により算出される均等割、世帯割、箇所割の合計額とする。

- 2 前項の報償金には、ごみ集積所の維持管理のために必要な消耗品費及び光熱水費相当額が含まれているものとする。

(ごみ行政協力地区の指定申請)

第5条 ごみ行政協力地区の指定を受けようとする町内会の区長は、ごみ行政協力地区指定申請書(様式第1。以下「指定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(ごみ行政協力地区の指定)

第6条 市長は、指定申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、ごみ行政協力地区指定通知書(様式第2)により通知

するものとする。

（ごみ集積所の設備）

第7条 前条の規定によりごみ行政協力地区の指定を受けた区長（以下「指定区長」という。）は、当該ごみ行政協力地区内のごみ集積所において、第3条第1号に規定する事業を行うために必要な設備の設置を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった設備について、その設置の必要性が認められ、かつ、その設置が可能なものは、予算の範囲内で設置するものとする。

3 前項の規定により設置した設備の維持管理に係る経費は、当該設置の申出をしたごみ行政協力地区が負担するものとする。

（報償金の請求）

第8条 指定区長は、報償金の交付を受ける場合には、ごみ行政協力地区報償金請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（報償金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、報償金を交付する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 知立市資源ごみ等分別地区報償金交付要綱（平成10年4月1日制定）は、廃止する。

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

報 償 金 の 額

区 分	算 定 基 礎
均 等 割	年間１町内会当たり 50,000円
世 帯 割	年間１世帯当たり 100円
箇 所 割	年間１集積所当たり 50,000円

※ 事業を行った年度の４月１日現在の数値により算定する。

様式第 1 （第 5 条関係）

年 月 日

知立市長 様

区長

ごみ行政協力地区指定申請書

ごみ行政協力地区の指定を受けたいので、知立市ごみ行政協力地区報償金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

ごみ集積所名

年 月 日

区長 様

知立市長



ごみ行政協力地区指定通知書

年 月 日付けで申請のありましたごみ行政協力地区については、知立市ごみ行政協力地区報償金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

ごみ集積所名	

なお、貴町内会における 年度ごみ行政協力地区報償金額は次のとおりです。

		単価	計
均等割		50,000円	50,000円
世帯割	〇〇世帯	100円	
箇所割	〇〇箇所	50,000円	
合計			円

ごみ行政協力地区報償金請求書

金 額	拾万	万	千	百	十	円

ただし、_____年度ごみ行政協力地区報償金として下記口座へお振り込みください。

年 月 日

区 長

電 話

知立市長 様

記

☐ 債権者登録の口座へ振り込み

債権者登録口座へ振込みを希望する場合はこちらの□にチェックを入れてください。口座の記入は不要です。

☐ 登録していない口座に振込みを希望する場合はこちらの□にチェックを入れ、口座を記入してください。

代表者と振込先が異なる場合は、委任状が必要となります。

振り込み先口座

銀 行 名	店 名						
銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農業協同組合	店						
預 金 種 目	口 座 番 号						
普通・当座・貯蓄・その他（ ）							
フリガナ							
口座名義人							

知立市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り資源の有効活用及びごみの減量化を普及推進するため、予算の範囲内において交付する知立市生ごみ処理機器購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人であって補助金の交付対象となる生ごみ処理機器を購入したものである。

(補助金の交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる生ごみ処理機器の種類及び世帯ごとの上限数並びに買換え（本補助金の交付を受けていない場合を除く。）に伴う補助申請の場合に必要な経過年数並びに補助金額及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第1）のほか次に掲げる書類を添付し、生ごみ処理機器の購入の日又は納品を受けた日のいずれか遅い日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（クレジット契約等による購入の場合はその申込書）
- (2) 保証書の写し（生ごみ処理機（ディスポーザーを除く。）の場合のみ）
- (3) 納品書（納品を受けた日が判るもの。購入の日から30日を経過し、かつ、納品を受けた日から30日以内に申請する場合のみ）

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する決定通知書

により申請者に通知するものとする。この場合においては、当該申請書類の提出をもって規則第10条の規定による実績報告があったものとみなす。

- 2 前項の交付決定を受けた者は、補助金請求書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

（決定の取り消し又は返還）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の決定の全部若しくは一部取り消し、又は既に支払った補助金の全部若しくは一部の返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

生ごみ処理機器 の 種 類	世 帯 ご と の 上 限 数	買 換 え（本補助 金の交付を受け ていない場合を 除く。）に伴う補 助申請の場合に 必要な経過年数	補 助 金 額	補 助 上 限 額
生 ご み 処 理 機 （ディスポーザ ーを除く。）	1 基	5 年	購入価格の2分の 1の額（当該額に 100円未満の端 数が生じる場合は これを切り捨てた 額）。ただし、補助 上限額を超える場 合は、補助上限額 とする。	2 万円
コンポスト容器	1 基	3 年		3, 0 0 0 円
ボカシを利用し て肥料を作るた めの専用容器	2 基	3 年		1, 5 0 0 円

知立市粗大ごみ運搬車両貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、粗大ごみを市民が自ら処理施設へ運搬するための運搬用車両（以下「車両」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗大ごみ 知立市内の一般家庭から排出される比較的大型の固形状廃棄物をいう。

(2) 処理施設 刈谷知立環境組合クリーンセンター粗大ごみ処理施設をいう。

(車両)

第3条 車両は、軽自動車貨物とする。

(利用対象者)

第4条 車両を利用できる者は、市内に住所を有する者とする。

(利用日及び利用時間)

第5条 車両の利用日は、処理施設の開所日とする。ただし、次の日を除く。

(1) 車両の検査、点検及び修理を行う日

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(3) その他市長が必要と認める日

2 車両の利用時間は、午前9時から午後0時30分まで又は午後1時から午後4時30分までとし、各利用時間における利用は車両1台につき1名のみとする。

3 前項の規定にかかわらず、車両の管理上支障がない場合は、同項に規定するそれぞれの利用時間の30分前から利用できるものとする。

4 第2項に規定する各利用時間の終了の時間は、市に車両を返却する時間とする。

(利用の申請)

第6条 車両を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、知立市粗大ごみ運搬車両利用申請書（様式第1。以下「申請書」という。）及び知立市粗大ごみ運搬車両貸出事業における車両の利用に関する誓約書（様式第1の2。以下「誓約書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、利用日の前1ヵ月から利用日までの期間で、担当課の業務時間内に行うものとし、その際、車両を運転する者（以下「運転者」という。）の普通自動車の運転免許証（以下「免許証」という。）を提示しなければならない。
- 3 申請者が免許証を有していない場合及び申請者が免許証を有している場合であっても当該申請において車両の運転を行わない場合は、申請書への免許証番号の記載及び免許証の提示を要しないこととする。
- 4 前項の場合、申請者は申請書の運転者欄に運転者に係る住所氏名等を記入しなければならない。

（利用の仮申請）

第7条 前条に規定する利用の申請は、電話による仮申請を行うことができるものとする。

- 2 前項の仮申請は、利用日の前1ヵ月から利用日までの期間で、担当課の業務時間内に行うものとする。
 - 3 第1項の仮申請を行う申請者は、利用日までに前条第1項に規定する申請書及び誓約書を市長に提出し、あわせて、運転者の運転免許証を提示しなければならない。
 - 4 第1項の仮申請を受けた担当課は、知立市粗大ごみ運搬車両利用（仮）申請書（様式第1の3）を作成し、前項の申請時に申請内容の確認を行うこととする。
- （利用の許可・不許可）

第8条 市長は、第6条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、知立市粗大ごみ運搬車両利用許可書（様式第2）を交付する。

- 2 市長は、審査の結果、適当と認めないときは、知立市粗大ごみ運搬車両利用不許可書（様式第2の2）を交付する。
 - 3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、車両の利用が認められた利用日時に、車両の鍵及び必要書類等を市長より借り受けるものとする。
- （不許可となる要件）

第8条の2 前条第2項に規定する利用を適当と認めないときの要件は、次の事項に該当した場合とする。

- (1) 前回の利用の際に、次条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合
- (2) 車両の利用中に、事故を起こした場合又は警察による交通違反の処分を受け

た場合

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、車両の利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1) 第8条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が偽り
その他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 利用者及び運転者（以下「利用者等」という。）がこの要綱の規定に違反した
とき。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に
違反しているとき。

(4) 故障その他の理由により車両の利用ができないとき。

(5) 車両の利用を開始する際に、次のいずれかに該当するとき。

ア 運転者が免許証を携帯していないとき。

イ ^{めいてい}酩酊又は酒気を帯びていると思われるとき。

(6) 車両の利用時間が終了する1時間前までに、利用を開始しないとき。

(7) その他管理上特に必要があると認めたとき。

(利用前の点検・報告)

第10条 利用者等は、車両の利用を開始する前に、車両に異常がないことを確認
しなければならない。

2 利用者等は前項の確認により異常を発見した場合は、直ちに利用を中止し、担
当課にその旨を報告しなければならない。

(利用後の報告)

第11条 利用者等は、処理施設に粗大ごみを搬入した際には、知立市粗大ごみ運
搬車両利用報告書（様式第3。以下「報告書」という。）に処理施設の確認印の押
印を受けるものとする。

2 車両の利用を終えた利用者等は、前項の報告書に車両の鍵及び貸与された物を
添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(利用料)

第12条 車両の利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第13条 利用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 車両を運転する際は、常に関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
- (3) 車両を転貸しないこと。
- (4) 許可を受けた運転者以外の者に運転させないこと。
- (5) 車両は清掃し、ごみは持ち帰ること。
- (6) 車両は必ず許可時間内に返却すること。
- (7) 車両を返却する際は、満量まで給油の上、領収書を添付して返却すること。

この場合においては、可能な限り市役所の近隣の給油所において給油するものとする。

- (8) その他管理上必要な指示に反する行為はしないこと。

(故障時の処置)

第14条 利用者等は、車両の故障を発見したときは、直ちに運行を停止し、その旨を担当課に連絡しなければならない。

(事故時の処置)

第15条 利用者等は、車両による事故が発生したときは、関係法令の規定に従って適切な処置をとるとともに、直ちに利用を中止し、その旨を担当課に連絡しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者等が車両の利用中に事故を起こし、市又は第三者に損害を与えた場合は、利用者等はその損害を賠償しなければならない。

- 2 車両による事故が、車両の整備不良に起因する等の市の責によるものであると認められる場合は、前項にかかわらず市が賠償することができることとする。

(交通違反処分時の対応)

第17条 運転者は、車両の利用中に警察による交通違反の処分を受けた場合は、その旨を車両の返却時に市に申し出なければならない。

- 2 車両の利用中の交通違反について、警察又は公安委員会より問い合わせ等があった場合、市は利用申請時に当該利用者が提出した書類の写しを警察等に提出することができることとする。

(利用の制約)

第18条 申請者又は利用者等は、利用の申請（仮申請を含む。）を行った後、その利用が終了するまでの間は、新たな利用の申請を行うことができないものとし、

申請者又は利用者等と同居する者についても、同様とする。

- 2 車両は、利用者の自宅、処理施設及び市役所のみを目的地とし、可能な範囲で最短の移動ルートを走行するものとする。

(利用対象者の特例)

第19条 市内に住所を有していた1人暮らしの者が死亡した場合に限り、第4条の特例として利用対象者とみなすことができるものとする。ただし、この者が死亡してから6ヵ月以内までとし、生前に所有していた物を粗大ごみとして運搬する場合であって、運転手がその親族の場合に限る。

(担当課)

第20条 本事業の担当課は、環境課とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の各要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている申請書その他の書類の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 （第 6 条関係）

知立市粗大ごみ運搬車両利用申請書

第 号
年 月 日

知立市長 様

申請者 住 所
(運転者) 氏 名
電 話
免許証番号

下記のとおり利用したいので申請します。

記

※申請者と運転者が異なる場合のみ記入

運 転 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	免許証番号	

粗大ごみ運搬先 処 理 施 設	刈谷知立環境組合クリーンセンター
利 用 日 時	年 月 日 1 午前 9 時～午後 0 時 3 0 分まで 2 午後 1 時～午後 4 時 3 0 分まで
主 な 品 目	
主 な 経 路	自宅→クリーンセンター

知立市粗大ごみ運搬車両利用申請書（控）

第 号
年 月 日

利 用 日 時	年 月 日 1 午前 9 時～午後 0 時 3 0 分まで 2 午後 1 時～午後 4 時 3 0 分まで
---------	--

※注意

当日は運転者の免許証を持参して環境課までご来庁ください。ただし、閉庁日は宿直室にて貸し出します。貸出時間は午前は 9 時から、午後は 1 時からになります。ただし、特別な事情がある場合は、30 分前から利用できます。

様式第1の2（第6条関係）

知立市粗大ごみ運搬車両貸出事業における貸出車両の利用に関する誓約書

私は、知立市粗大ごみ運搬車両貸出事業実施要綱に基づき知立市が所有する粗大ごみ運搬車両（以下「車両」という。）を次の日時に利用するにあたり、下記の事項を確認し、承諾するとともに、交通ルールを遵守し、安全運転に努めることを誓います。

利用日時	年 月 日 ()	☐ 午前9時から午後0時30分まで ☐ 午後1時から午後4時30分まで
------	-----------	--

記

【利用上の遵守事項】

- (1) この車両は、利用者の自宅で生じた「粗大ごみ」を刈谷知立環境組合クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）へ運搬するために利用すること
- (2) この車両は、「利用者の自宅」、「クリーンセンター」及び「知立市役所」以外の場所へ立ち寄ることはできないこと
- (3) この車両で「不燃物処理場」へは入場できないこと（クリーンセンター職員に、不燃物処理場へ持って行くように指導された場合も同じ）
- (4) クリーンセンター職員が、持ち込まれたごみを業者等により解体された廃材等の事業系一般廃棄物又は産業廃棄物と判断した場合は、搬入できないこと
- (5) 許可を得た利用時間の終了時間までに、可能な限り市役所の近隣の給油所で満量まで給油の上、領収書を添付して知立市役所へ車両を返還すること
- (6) 車両を運転する前に、車両に異常がないか確認すること

【事故を起こした場合】

- (1) 事故を起こした場合は、速やかに車両の利用を中止し、救急及び警察に適時通報するとともに、知立市環境課へも連絡すること
- (2) 事故の相手方や知立市への賠償は、運転者がその責任を負うこと

【交通違反の処分指摘を受けた場合】

- (1) 運転者は、市に車両を返却する際に市に申し出ること
- (2) 反則金の支払いを命じられた運転者は、これを納期までに納付すること

【利用の制限・警察等への報告】

- (1) 上記の事項に反した場合は、以後の車両の利用を許可しないことがあること
- (2) 事故や法規違反について警察又は公安委員会より問い合わせ等があった場合、市は本申請時に提出された書類の写しを警察等に提出すること

年 月 日

知立市長 様

運転者 住 所 _____

氏 名 _____

様式第 1 の 3 （第 7 条関係）

知立市粗大ごみ運搬車両利用（仮）申請書

第 号
年 月 日

知立市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

下記のとおり利用したいので仮申請します。

記

※申請者と運転者が異なる場合のみ記入

運 転 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	

粗大ごみ運搬先 処 理 施 設	刈谷知立環境組合クリーンセンター
利 用 日 時	年 月 日 () 1 : 午前 9 時～午後 0 時 3 0 分 2 : 午後 1 時～午後 4 時 3 0 分
主 な 品 目	
主 な 経 路	自宅→クリーンセンター

受付者 _____

様式第 2 （第 8 条関係）

知 立 市 粗 大 ご み 運 搬 車 両 利 用 許 可 書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
(運転者) 氏 名
電 話
免許証番号

記

※申請者と運転者が異なる場合のみ記入

運 転 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	免許証番号	

粗大ごみ運搬先 処 理 施 設	刈谷知立環境組合クリーンセンター
利 用 日 時	年 月 日 1 午前 9 時～午後 0 時 3 0 分まで 2 午後 1 時～午後 4 時 3 0 分まで
主 な 品 目	
主 な 経 路	自 宅→クリーンセンター

上記のとおり利用を許可します。 知立市長

(遵守事項)

- ① 車両は、利用許可を受けた目的以外に利用しない。
- ② 運転する際は、常に関係法令を遵守し、安全運転に努める。
- ③ 車両を転貸しない。
- ④ 許可を受けた運転者以外の者に運転させない。
- ⑤ 車両は清掃し、市長が定める給油所で給油の上、許可時間内に返却する。
- ⑥ その他管理上必要な指示に反する行為をしない。

(故障時、事故時の処置)

事故・故障等が発生した場合は、速やかに知立市役所環境課（0566-83-1111）へ連絡してください。

(損害賠償)

事故を起こし、知立市又は第三者に損害を与えた場合は、利用者又は運転者がこれを賠償することになります。

様式第 2 の 2 （第 8 条関係）

知 立 市 粗 大 ご み 運 搬 車 両 利 用 不 許 可 決 定 通 知 書

年 月 日

住 所
氏 名 様

知立市長 印

年 月 日付けで申請がありました粗大ごみ運搬車両の
利用申請については、不許可としたので通知します。

記

申請年月日		年 月 日
申請者	氏名	
	住所	
利用希望日時		年 月 日 時から 時まで
主な品目		
不許可の理由		

様式第3（第11条関係）

知立市粗大ごみ運搬車両利用報告書

第 号
年 月 日

知立市長 様

申請者 住 所
(運転者) 氏 名
電 話
免許証番号

下記のとおり報告します。

記

※申請者と運転者が異なる場合のみ記入

運 転 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	免許証番号	

粗大ごみ運搬先 処 理 施 設	刈谷知立環境組合クリーンセンター	
利 用 日 時	年 月 日 1 午前9時～午後0時30分まで 2 午後1時～午後4時30分まで	
主 な 品 目		運搬総重量 k g
主 な 経 路	自宅→クリーンセンター	
利 用 者 記 入 欄		運搬先処理施設 搬 入 確 認 印
車両走行距離（メートル確認） <u> </u> k m 利用前 k m 利用後 k m 車両の破損の有無 有 ・ 無		

改正

令和4年3月18日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建築物その他の工作物をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、互いに助言し、協力し合い、自主的な活動により、地域の環境美化を推進し、

快適な生活環境を保全するよう努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化推進市民行動の日)

第5条 清潔で美しいまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、環境美化推進市民行動の日（以下「市民行動の日」という。）を設ける。

2 市民行動の日は、市長が定める日とする。

3 市は、市民行動の日には、市民等の参加による事業を実施するものとする。

(空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第6条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第7条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により飲食物を販売する者は、空き缶等が散乱しないよう規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第8条 何人も、その飼養し、又は保管する動物のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(犬及び猫の管理)

第9条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(土地の管理)

第10条 土地（知立市あき地環境保全条例（平成4年知立市条例第22号）第2条第1項に規定するあき地に該当する土地を除く。以下同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物、雑草その他の物により著しく周辺の環境を損なわないよう当該廃棄物、雑草その他の物を適正に処理するとともに、市が実施する環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境美化指導員)

第11条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、環境美化指導員を置く。

(1) 第13条及び第14条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。

(2) 地域の環境美化に係る報告、普及、啓発等に関すること。

(環境美化推進員)

第12条 市長は、市民等のうちから環境美化推進員を選任し、前条第2号に掲げる事項を委嘱することができる。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

(1) 第6条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者

(2) 第7条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に維持管理しない者

(3) 第8条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者

(4) 第9条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者

(5) 第10条の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物、雑草その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第14条 市長は、前条第1号から第3号までに掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、第13条第2号に掲げる者が前条の規定による命令を受けて当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第13条第1号又は第3号に掲げる者で第14条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(知立市空き缶等散乱防止条例の廃止)

2 知立市空き缶等散乱防止条例（平成7年知立市条例第43号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の知立市空き缶等散乱防止条例第4条第2項の規定に違反する行為に対する勧告及び公表の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成28年 3 月31日規則第15号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市環境美化推進条例（平成23年知立市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

第 2 条 条例第 7 条に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務所、工場等の敷地内に設置される自動販売機で、当該事務所、工場等の関係者以外の者が利用できないもの
- (2) 店舗、病院等の建物の中に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの

(回収容器の設置)

第 3 条 条例第 7 条の規定による回収容器の設置は、自動販売機の設置場所から 5 メートル以内で、かつ、空き缶等の回収に支障のない位置にしなければならない。

2 条例第 7 条に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、自動販売機 1 台につき30リットル以上であること。

(環境美化指導員)

第 4 条 条例第11条に規定する環境美化指導員（以下「指導員」という。）は、職員のうちから市長が任命する。

2 指導員は、その身分を示す知立市環境美化指導員証（様式第 1）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(環境美化推進員)

第 5 条 条例第12条に規定する環境美化推進員（以下「推進員」という。）は、市内において環境美化活動を行う市民等（条例第 3 条第 2 項に規定する市民等をいう。）のうちから、市長が委嘱する。

2 推進員は、その身分を示す知立市環境美化推進員証（様式第 2）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 条例第13条の規定による指導は、口頭により行い、当該指導を記録書(様式第3)に記録するものとする。

2 条例第13条の規定による勧告は、勧告書(様式第4)により行うものとする。

(命令)

第7条 条例第14条の規定による命令は、命令書(様式第5)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第15条の規定による公表は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

(1) 命令に従わなかった者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

(2) 命令の内容及び命令に従わなかった旨

2 前項の公表は、知立市公告式条例(昭和45年知立市条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他適切な方法により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 知立市空き缶等散乱防止規則(平成7年知立市規則第24号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき交付されている通知書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定に基づき交付されたものとみなす。

改正

平成31年3月20日条例第9号

知立市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項の規定に基づき、市が法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合

を含む。) 後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

知立市ごみ散乱防止ネット交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、カラス等によるごみの散乱被害及び風によるごみの飛散を防ぐため、ごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 ネットの交付の対象となる者は、次の各号のいずれかの場所でネットを使用するものとする。

(1) 可燃ごみの路線収集場所（1か所につき概ね5世帯以上が使用する場合には限る。）

(2) 知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設等（ごみ・資源収集所の設置基準等規則（平成19年知立市規則第9号）第3条に規定する集積所

(交付枚数)

第3条 ネットは、予算の範囲内で、前条に規定する路線収集場所又は集積所（以下「収集場所等」という。）1か所につき1枚を交付する。ただし、収集場所等の状況により2枚以上の交付が必要であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第4条 ネットの交付を受けようとする場合は、その居住する地区の町内会代表者又は収集場所等を利用する代表者が、ごみ散乱防止ネット交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(ネットの交付)

第5条 市長は、申請書の提出があった場合は、ネット交付の可否を調査し、交付の決定をしたときは、速やかに、申請者にネットを交付するものとする。

(ネットの管理)

第6条 ネットを利用するすべての者は、次の事項を遵守し、互いに協力しながらネットを適正に管理し、収集場所等の周辺を含め美化に努めるものとする。

(1) ネットを収集場所等以外の場所で使用し、又は転貸し、若しくは譲渡しないこと。

(2) ネットが不要となった場合、又はネットを紛失若しくは破損した場合は、速やかに、その旨を市長に連絡すること。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

ごみ散乱防止ネット交付申請書

年 月 日

知立市長 様

住 所 _____

区 長 ・ 代表者

氏 名 _____

連絡先 _____

知立市ごみ散乱防止ネット交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 ネットを使用する収集場所等の所在地

_____ 町 _____

- 2 利用世帯数 （ ） 世帯

- 3 交付理由

☐カラス等によるごみの散乱被害を防ぐため

☐その他（ ）

- 4 管理（責任）者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

- 5 管理方法

☐自宅で管理 ☐収集場所等に備付け ☐その他（ ）

ネットの管理にあたっては、次の事項を遵守し、お互いに協力しながらネットを適正に管理し、収集場所等の周辺を含め美化に努めてください。

- (1) ネットを収集場所等以外の場所で使用しないこと。
- (2) ネットを他人に貸したり、譲渡したりしないこと。
- (3) ネットが不要となった場合やネットを紛失・破損した場合は、市にその旨を連絡すること。

知立市移動式不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不法投棄、ポイ捨て及び犬の糞^{ふん}の放置行為（以下「不法投棄等」という。）を防止するために市が設置し、及び運用する移動式不法投棄監視カメラに関し、基本原則及び必要な事項を定めることにより、当該監視カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 不法投棄等の防止を目的として市が設置する移動可能な撮影装置で、画像表示装置及び録画装置を備え、公共の場所に向けられるものをいう。
- (2) 画像 監視カメラにより記録された画像をいう。
- (3) 監視カメラの運用 監視カメラにより撮影された画像の記録、再生、保管、複製、印刷、外部提供、目的外利用又は消去を行うことをいう。

(基本原則)

第3条 市長は、市民等がみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、監視カメラ及び画像の管理及び運用に関し、適正な措置を講ずるものとする。

(監視カメラ管理責任者等)

第4条 市長は、監視カメラの管理及び運用を適切に行わせるために、監視カメラ管理責任者を置く。

- 2 市長は、監視カメラにより不法投棄等を防止しようとする区域に監視カメラを設置する場合は、当該区域の適当な場所に、監視カメラを設置している旨及びその目的並びに監視カメラ管理責任者の職名及び連絡先を掲示しなければならない。
- 3 監視カメラ管理責任者は、画像から知り得た市民等の個人情報^{個人情報}を他に漏らしてはならない。

(運用に関する事項)

第5条 市長は、画像（特定の個人を識別することができるものに限る。以下同じ。）を監視カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ただし、知立市個人情報保護条例（平成１３年知立市条例第２９号。以下「条例」という。）第８条ただし書の規定による場合は、この限りでない。

- ２ 画像を保管する期間は、原則として３０日以内（前項ただし書の規定により画像情報の提供を行う期間を除く。）とし、当該期間経過後は、監視カメラ管理責任者は、速やかに画像を消去しなければならない。
- ３ 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、画像を保管する期間を別に定めることができる。
- ４ 市長は、画像を保管する場合には、当該画像を加工してはならない。
- ５ 市長は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ６ 画像は、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（本人開示）

第６条 市長は、画像として記録されている本人から、条例に基づき当該本人の画像情報の開示請求があった場合は、当該画像情報を当該本人に開示するよう配慮しなければならない。ただし、画質等の状況により容易に第三者と区別することができない場合は、この限りでない。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成２５年６月１２日から施行する。

知立市環境美化活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清潔で美しいまちづくりの推進のため、環境美化活動を行う地域住民を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 支援の対象者は、知立市環境美化推進条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により市長が委嘱する環境美化推進員（以下「推進員」という。）とする。

(支援内容)

第3条 推進員に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 帽子、ベスト等着用用品の貸与
- (2) 条例第11条に掲げる活動時を補償対象としたボランティア保険の加入
- (3) 環境美化活動に必要な資材の提供

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

知立市家庭用生ごみ減量処理機貸出し事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の軽減及び減量意識の高揚を図るため、市民に対し家庭用生ごみ減量処理機（以下「処理機」という。）の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、処理機とは、電気式生ごみ減量処理機をいう。

(貸出し対象者)

第3条 市が処理機を貸出しする対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機の設置場所を屋内に確保できる者
- (3) 処理機を適正に維持管理できる者
- (4) 以前に貸出しを受けていない者

(貸出し期間・台数)

第4条 処理機の貸出し期間は、原則1か月以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

2 処理機の貸出しは1世帯に1台、1回限りとする。

(利用の申請)

第5条 処理機を借用しようとする者（以下「申請者」という。）は、知立市家庭用生ごみ減量処理機利用申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用日の前1か月から利用日までの期間で、担当課の業務時間内に行うものとし、その際、運転免許証、健康保険証等の申請者の住所及び氏名が確認できるものを提示しなければならない。この場合において、申請者から委任された者（以下「委任者」という。）が手続きを行う場合は、委任者も同様に住所等の確認できるものも併せて提示しなければならない。

(利用の仮申請)

第6条 前条に規定する利用の申請に当たっては、あらかじめ電話による仮申請を行うことができるものとする。

2 前項の仮申請は、利用日の前1か月から利用日までの期間で、担当課の業務時間内に行うものとする。

3 第1項の仮申請を行った申請者は、利用日までに前条第1項に規定する申請書を市長に提出し、併せて運転免許証、健康保険証等の申請者の住所及び氏名が確認できるものを提示しなければならない。

(利用の許可・不許可)

第7条 市長は、第5条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、知立市家庭用生ごみ減量処理機利用許可書(様式第2)を交付する。

2 市長は、審査の結果、適当と認めないときは、知立市家庭用生ごみ減量処理機利用不許可書(様式第3)を交付する。

3 第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、知立市家庭用生ごみ減量処理機の利用が認められた利用日時に、処理機及び必要書類等を市長から借り受けるものとする。

4 前項の受け渡しは、知立市役所において行うこととする。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知立市家庭用生ごみ減量処理機の利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1) 第5条第1項の申請に偽りがあった場合や不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 故障その他の理由により処理機の利用ができないとき。

(4) 処理機を第三者に転貸したとき。

(5) 営利を目的として使用したとき。

(6) その他貸出しが不適當であると判断したとき。

(返却)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに処理機を市長に返却するものとする。

(1) 処理機の貸出し期間が満了したとき。

(2) 第3条に規定する貸出しの要件に該当しなくなったとき。

(3) 第8条の規定により貸出しの許可が取り消されたとき。

(4) 故障その他の理由により処理機の利用ができないとき。

(利用後の報告)

第10条 処理機の利用を終えた利用者は、知立市家庭用生ごみ減量処理機利用報告書（様式第4）を速やかに市長に提出しなければならない。

(利用料)

第11条 処理機の利用料は、無料とする。ただし、処理機の使用に必要な電気代等に係る費用に関しては、利用者の自己負担とする。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 処理機は、利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。

(2) 細心の注意を払って処理機を維持管理するものとする。

(3) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

(4) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。

(5) 処理機を返却する際は次の利用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却すること。

(損害賠償)

第13条 利用者は、貸出しを受けた処理機を紛失、又は破損させたときは、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

(担当課)

第14条 本事業の担当課は、環境課とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 5 条関係）

知立市家庭用生ごみ減量処理機利用申請書

第 号
年 月 日

知立市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり利用したいので申請します。
貸出し対象者要件確認のための住民基本台帳閲覧に同意します。
記

利 用 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
利 用 機 種	
誓 約 事 項	☐ 以下の事項を遵守することを誓約します。 1. 処理機は、屋内に設置し、返却する際、次の使用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却します。 2. 処理機は、利用許可を受けた目的以外に利用しません。 3. 細心の注意を払って処理機を維持管理します。 4. 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しません。 5. 処理機の形状を変えたり、改造しません。 6. 貸出しを受けた処理機が、当方の故意又は過失において紛失、破損した場合の損害は、原則として当方の負担とします。
必 要 書 類 等	1. 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポートその他申請者が確認できる書類（提示） 2. 申請者本人が窓口に来られない場合は、併せて以下の書類 ア 委任状（提出） イ 申請者が確認できる 1 と同様の書類の写し（提出） ウ 委任者が確認できる 1 と同様の書類（提示）

※この申請書に記載の個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。

..... 以下知立市記入欄

本人確認 (本人・委任状)	運転免許証・健康保険証・パスポート・マイナンバーカード・その他 ()		
受領確認	年 月 日 受 領	確認者	
返却時チェック	☐ 処理機本体 ☐ 取扱説明書 ☐ 報告書		

様式第 2（第 7 条関係）

知立市家庭用生ごみ減量処理機利用許可書

第 号

年 月 日

様

知立市長



年 月 日付で申請のありました知立市家庭用生ごみ減量処理機利用申請については、下記のとおり利用を許可します。

記

申請者	住 所	
	氏 名	
利 用 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
利 用 機 種		
誓 約 事 項	1. 処理機は、屋内に設置し、返却する際、次の使用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却します。 2. 処理機は、利用許可を受けた目的以外に利用しません。 3. 細心の注意を払って処理機を維持管理します。 4. 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しません。 5. 処理機の形状を変えたり、改造しません。 6. 貸出しを受けた処理機が、当方の故意又は過失において紛失、破損した場合の損害は、原則として当方の負担とします。	
処 理 機 の 返 却 等	1. 利用期間終了日までに環境課に直接返却してください。 2. 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に返却してください。 3. 返却の際、「様式第 4 利用報告書」を提出してください。 4. 処理機利用者の要件を欠いた場合はその時点で終了とします。	

（故障時、事故時の処置）

事故・故障等が発生した場合は、速やかに知立市役所環境課（0566-83-1111）へ連絡してください。

様式第 3 （第 7 条関係）

知立市家庭用生ごみ減量処理機利用不許可決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

知立市長 印

年 月 日付で申請がありました知立市家庭用生ごみ減量処理機利用の申請については、下記により不許可としたので通知します。

記

申請者	住所	
	氏名	
利用希望期間		年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
利用希望機種		
不許可の理由		
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知立市に対して審査請求をすることができます。 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、知立市を被告として（訴訟において知立市を代表する者は、知立市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。		

様式第 4 （第 1 0 条関係）

知立市家庭用生ごみ減量処理機利用報告書

年 月 日

知立市長

様

利用者 住 所

氏 名

電 話

知立市家庭用生ごみ減量処理機貸出し事業実施要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

利 用 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
処理機の状態	☐ 利用期間中は正常に稼働していた。
	☐ 時々稼働しないときがあった。
	☐ 故障していた。
	☐ その他（ ）
ごみ減量効果	☐ 生ごみを乾燥させて出すことによって、ごみ量が大幅に減量した。
	☐ 生ごみを乾燥させて出すことによって、半分くらいに減った。
	☐ 生ごみを乾燥させて出すことによって、少し減った。
	☐ あまり利用せず、可燃ごみ（燃えるごみ）として出していた。
処理後の生ごみについて	☐ 乾燥したものを土に混ぜている。
	☐ 乾燥したものを可燃ごみ（燃えるごみ）として処分した。
	☐ その他（ ）
今後について	☐ 今後、生ごみ減量処理機を購入し、減量化を続けたい。
	☐ 現在より購入費補助金が多ければ、購入したい。
	☐ 今までどおり可燃ごみ（燃えるごみ）として処分するつもりだ。

その他 感想	